

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-1)

別紙1

<p>施策名</p>	<p>目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり</p>										<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 脱炭素社会移行推進室 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 フロン対策室 脱炭素ライフスタイル推進室 脱炭素ビジネス推進室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>伊藤史雄(脱炭素社会移行推進室長) 吉野謙章(地球温暖化対策課長) 塚田源一郎(地球温暖化対策事業室長) 香具輝男(フロン対策室長) 井上雄祐(脱炭素ライフスタイル推進室長) 杉井威夫(脱炭素ビジネス推進室長)</p>
<p>施策の概要</p>	<p>地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期目標やパリ協定等を踏まえ、社会経済構造の転換を推進しつつ、長期的・戦略的な取組を進める。</p>										<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>1. 地球温暖化対策の推進</p>		
<p>達成すべき目標</p>	<p>2030年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続け、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指す。</p>										<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号) ・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定) ・日本のNDC(国が決定する貢献)(令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部決定)</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>令和6年8月</p>
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>								<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>1 温室効果ガス排出量・吸収量(CO2換算トン)</p>	<p>14億800万</p>	<p>H25年度</p>	<p>7億6,000万</p>	<p>R12年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づく。</p>	
<p>2 エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)</p>	<p>12億3,500万</p>	<p>H25年度</p>	<p>6億7,700万</p>	<p>R12年度</p>	<p>9億6,700万</p>	<p>9億8,800万</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>同上</p>	
<p>3 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)</p>	<p>1億3,370万</p>	<p>H25年度</p>	<p>1億1,450万</p>	<p>R12年度</p>	<p>1億2,130万</p>	<p>1億2,260万</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>同上</p>	
<p>4 代替フロン等4ガスの排出量(CO2換算トン)</p>	<p>3,910万</p>	<p>H25年度</p>	<p>2,180万</p>	<p>R12年度</p>	<p>5,810万</p>	<p>5,910万</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>同上</p>	
<p>5 吸収源活動により確保した温室効果ガスの吸収量(CO2換算トン)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>約4,770万</p>	<p>R12年度(R2年度)</p>	<p>約4,690万</p>	<p>4,600万</p>	<p>4,760万</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>同上</p>	
<p>6 「COOL CHOICE」賛同者数(個人)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>600万</p>	<p>1,347万</p>	<p>1,467万</p>	<p>1,518万</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>同上</p>	
<p>7 「COOL CHOICE」賛同事業所数(団体、企業、自治体)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>40万</p>	<p>36.4万</p>	<p>44万</p>	<p>52万</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>同上</p>	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
(1) 地球温暖化対策推進法施行推進経費 (平成10年度)	14 (12)	14 (14)	14 (14)	14	1	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	001	
(2) 脱炭素社会実現に向けた国際研究調査事業 (平成26年度)	70 (56)	59 (56)	59 (57)	59	1.2	<p><達成手段の概要> 令和元年6月に我が国の長期戦略が策定され、今後長期目標の実現に向けた取組を進めていく必要がある。これを踏まえ、仏・独をはじめとした他国の事例研究や、研究者間のネットワーク会合を通じた科学的知見の共有を図り、我が国での活用を検討することにより、我が国の長期目標達成に資する施策の立案・実施に貢献する。</p> <p><達成手段の目標> 我が国の長期目標の達成に資する施策の立案・実施に向けた科学的知見を集積する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業研究による科学的知見は、長期目標の達成に資する我が国の施策の立案・実施の検討に寄与することができる。</p>	002	
(3) 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業 (平成24年度)	27,809 (25,146)	28,550 (25,580)	20,415 (19,463)	21,530	1.2	<p><達成手段の概要> 市町村等を対象として、エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設・改良等及び廃棄物処理施設で生じた熱・電力を地域で利活用するために要する経費の一部を補助する(間接補助金の電気・熱需要設備については民間事業者も含む)。</p> <p><達成手段の目標> 廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 廃棄物焼却施設で生じた熱や発電した電力を地域で利活用することによる低炭素化の取組を支援することで、エネルギー起源二酸化炭素の排出量削減に寄与する。</p>	004	
(4) 環境金融の拡大に向けた利子補給事業 (平成25年度)	1,100 (760)	1,000 (576)	487 (381)	487	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	006	
(5) 家庭部門のCO2排出実態統計調査事業 (平成25年度)	295 (287)	295 (289)	295 (283)	295	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	010	
(6) 「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」推進事業	1,328 (921)	1,028 (973)	2,900 (2,631)	2,900	1.2	<p><達成手段の概要> (1)新しい国民運動を推進するプラットフォームである官民連携協議会の中で、多様なステークホルダーによる取組提案や事例共有、「新しい豊かな暮らし」実現に繋がる社会実装型の取組等の組成・実行及び行動変容例の国内外への発信等を実施する。 (2)温対法第39条及び第38条に基づき、全国地球温暖化防止活動推進センター及び地域地球温暖化防止活動推進センターによる調査・情報収集・提供・普及啓発・広報活動等を実施する。 (3)デジタル技術により脱炭素に繋がる行動履歴を記録・見える化し、地域で循環するインセンティブを付与する等、日常生活の様々な場面での行動変容をBI-Techで後押しするための国民参加体験型のモデルを実証し、構築する。</p> <p><達成手段の目標> 自治体・企業・団体・消費者と連携して普及啓発キャンペーン・社会実装プロジェクトを展開し、「新しい豊かな暮らしを支える」製品・サービスに対し、大規模な需要を創出するとともに、「新しい豊かな暮らし」の実現に向けた国民の行動変容を国内外へ発信し、新たな需要の創出と市場の拡大を図ることで、2030年度に2013年度比46%(特に家庭部門では66%)削減及び2050年カーボンニュートラル実現につなげる。</p>	011	
(7) 企業の脱炭素経営実践促進事業 (平成22年度)	621 (350)	640 (538)	601 (594)	-	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	015	
(8) CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業 (平成25年度)	5,213 (3,848)	6,306	2,636 (726)	-	1.2	<p><達成手段の概要> 各分野におけるCO2削減ポテンシャルが相対的に大きいものの、民間の自主的な取組だけでは十分に進まず、現行の削減対策が不十分、または更なる対策の深掘りが可能な技術やシステムの内容及び性能等の要件を示し、それを満たす技術開発や実証を実施する。事業の開始から終了まで、毎年度技術の成熟レベルを判定し、外部専門家から、問題点に対する改善策の助言や開発計画の見直し指示等を行い、効果的・効率的に事業を実施することで、開発目標の達成及び実用化の確度を高める。</p> <p><達成手段の目標> 将来的な地球温暖化対策強化につながる効果的な技術を確認し、これら技術が社会に導入されることによる大幅なCO2排出量削減・脱炭素社会を実現する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 民間の自主的な取組だけでは十分に進まない技術を開発することにより、当該技術の早期の社会導入を図り、大幅なCO2排出削減に寄与する。</p>	017	
(9) エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業 (平成25年度)	598 (524)	400 (369)	970 (919)	705	1.2	<p><達成手段の概要> エネルギー対策特別会計における事業の効果算定手法の検討、技術動向調査及び事業効果の検証・把握等を行うとともに、次世代社会インフラ整備、統合的アプローチによる環境政策の推進、といった分野におけるCO2排出削減対策・技術について、実証事業を通じて個別手法の削減効果の検証、削減ポテンシャルの検証及び事業性の検証を行う。</p> <p><達成手段の目標> エネルギー起源CO2の排出の抑制のための再エネ・省エネ技術等の導入を通じて「脱炭素社会」を創出する</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> エネルギー対策特別会計において効果的に事業を推進することにより、エネルギー起源CO2の一層の排出抑制を図る。</p>	019	

(10)	CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業（一部経済産業省連携事業）（平成26年度）	5,544 (5,505)	10,955 (10,577)	8,299 (8,225)	7,500	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	020
(11)	脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業（一部経済産業省、国土交通省連携事業）（平成27年度）	5,493 (4,995)	5,102 (2,730)	7676 (4218)	6,579	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	025
(12)	森林等の吸収源対策に関する国内体制整備検討調査費（平成11年度）	33 (25)	33 (31)	33 (29)	33	1.5	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	026
(13)	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（一部経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）（平成28年度）	4,038 (3,772)	12,591 (10,844)	13,475 (11,059)	5,894	1.2	<p><達成手段の概要> 災害対応の観点から、停電時にも必要なエネルギーを供給できる機能を強化したネット・ゼロ・エネルギー・ビル（以下「ZEB」という。）の実現に資する再生可能エネルギー設備や高性能設備機器等の導入、地方公共団体の所有する施設と民間業務用施設等を対象としたZEBの実現に資する省エネ・省CO2性の高いシステムや高性能設備機器等の導入、既存の業務用施設（民間建築物、テナントビル、改修し業務用施設として利活用する空き家等）への省CO2性の高い機器等の導入、国立公園内宿舎施設における省CO2性の高い機器等の導入、上下水道施設における小水力発電設備等の再エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備等の導入を支援する。</p> <p><達成手段の目標> 災害時にもエネルギー供給が可能となる先進的なZEBの実証、先進的な業務用施設等の実現と普及拡大、既存の業務用施設（民間建築物、テナントビル、空き家等）の省CO2改修、国立公園内宿舎施設の省CO2改修、上下水道施設の省CO2改修を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> 分野に関わらず広く建築物等における脱炭素化・レジリエンス強化を通じて、業務その他部門におけるCO2排出量の削減を図ると同時に、激甚化する災害等気候変動への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。</p>	028
(14)	廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業（一部農林水産省連携事業）（平成29年度）	1,196 (1,070)	1,395 (1,112)	81 (62)	-	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	029
(15)	脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業（農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）（平成29年度）	5,717 (5,621)	7,484 (7,274)	8091 (7758)	-	1.2,4	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	031
(16)	カーボンプライシング可能性調査事業（平成29年度）	250 (213)	250 (239)	250 (243)	250	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	033
(17)	省エネ型浄化槽システム導入推進事業（平成29年度）	1,800 (1,425)	1,741 (1,516)	58 (50)	-	1.2	<p><達成手段の概要> 51人槽以上の既設合併処理浄化槽に係る、省CO2型の高度化設備（高効率プロフ、インバーター制御装置等）の改修並びに、建築基準法に定める旧構造基準及び新構造基準（プロフを使用するものに限る）のうち60人槽以上の既設合併処理浄化槽から構造や本体のコンパクト化によってエネルギー削減効果の高いと見込まれる浄化槽への交換費用について、1/2を補助する。平成12年度から販売の性能評価型の浄化槽のうち、初期型の合併処理浄化槽から60人槽以上の最高水準の省エネ技術を用いた先進的省エネ浄化槽への交換に係る費用について1/2を補助する。</p> <p><達成手段の目標> 集合住宅等に設置されている大型浄化槽の処理工程上で使われている機器設備（プロフ、水中ポンプ、スクリーン等）の省エネ化については、小型浄化槽と比べて比較的遅れている。既設の大型浄化槽及び中・大型浄化槽に付帯する機械設備を省エネ改修するとともに、特に古い大型浄化槽自体を省エネ浄化槽に交換することにより、浄化槽システム全体の低炭素化を大幅に図るとともに、老朽化した中・大型浄化槽の長寿命化を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> 既設合併処理浄化槽の省CO2化を図ることでエネルギー起源CO2の排出量を削減する。</p>	021

(18)	再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業（平成30年度）	739 (731)	539 (632)	889 (906)	889	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	040
(19)	脱炭素社会の実現に向けた取組・施策等に関する情報発信事業（平成30年度）	570 (464)	400 (367)	400 (365)	400	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	041
(20)	脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業（一部総務省、経済産業省、国土交通省連携事業）（令和元年度）	4,363 (3,051)	10,700 (4,579)	8654 (4988)	5,584	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	044
(21)	温室効果ガス排出に関するデジタルガバメント構築事業（令和元年度）	120 (120)	1,040 (848)	253 (262)	-	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	045
(22)	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（国土交通省・経済産業省連携事業）（令和元年度）	1,000 (591)	1000 (659)	950 (882)	500	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	046
(23)	廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業（令和2年度）	1,950 (1,400)	1,957 (1,862)	2372 (2310)	2,000	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	058
(24)	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（令和2年度）	5,823 (3,437)	11,303 (7,709)	16,489 (15,020)	4,260	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	059
(25)	バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業（一部経済産業省連携事業）（令和2年度）	1,000 (565)	991 (705)	1065 (864)	850	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	060
(26)	低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業（国土交通省連携事業）（令和2年度）	2,965 (2,942)	2965 (2,804)	2965 (2661)	2,965	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	061
(27)	革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業（令和2年度）	1,800 (881)	1,507 (1,371)	3944 (3875)	3,800	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	062
(28)	浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業（令和2年度）	311 (79)	354 (344)	362 (352)	350	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	063

(29)	事業全体のマネジメント・サイクル体制確立事業 (令和2年度)	3140 (1384)	2583 (1,895)	2694 (2046)	2,673	1.2	<p><達成手段の概要> 環境省のエネルギー対策特別会計予算事業(事業補助、委託、技術開発実証等)における事業効果の把握・検証・成果集約を行うとともに、成果のとりまとめを踏まえた戦略・事業立案を行うことにより、事業全体のマネジメント・サイクル体制を確立する。</p> <p><達成手段の目標> エネルギー対策特別会計予算事業のマネジメント・サイクルを確立することにより、事業計画立案、事業実施、事業評価検証の高度化、効率化、効果の最大化を図る。</p> <p><達成手段の概要> エネルギー対策特別会計において、予算事業全体のマネジメント・サイクル体制を確立し、事業計画立案、事業実施、事業評価検証の高度化、効率化、効果の最大化を図ることにより、温室効果ガスの一層の排出抑制を図る。</p>	065
(30)	社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業(国土交通省連携事業) (令和2年度)	323 (290)	873 (818)	942 (862)	-	1.2	<p>令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html</p>	067
(31)	再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業(経済産業省連携事業) (令和2年度)	-	7900 (7,400)	99 (99)	-	1.2	<p><達成手段の概要> 再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を同時に購入・利用する取組を、集中的に支援する。災害時に給電できる充放電設備の導入も支援する。本事業の補助対象者には、電気自動車等を活用したゼロカーボンの生活・事業活動の実態調査に、モニターとして参加していただく。また、モデル事業の調査結果の分析を行い、ゼロカーボンの実践・普及拡大に向けた課題抽出や効果的な普及啓発等の企画・立案に活用する。</p> <p><達成手段の目標> グリーン社会の実現に向けて、電気自動車や燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車を普及させることにより、移動の脱炭素化と分散型社会・レジリエンス強化等を同時に推し進め、国民の脱炭素ライフスタイルへの転換を図る。</p> <p><達成手段の概要> エネルギー起源CO2の排出量削減に寄与する。</p>	068
(32)	革新的な省CO2型感染症対策技術等の実用化加速のための実証事業 (令和2年度)	-	1,390 (904)	2,604 (2,262)	1,700	1.2	<p>令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html</p>	069
(33)	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 (令和2年度)	11 (11)	6,093 (2,112)	11,537 (3,995)	2,000	1.2	<p>令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)</p>	0046
(34)	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 (令和2年度)	-	3,107 (1,469)	3,015 (2,623)	800	1.2	<p>令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)</p>	0047
(35)	「脱炭素×復興まちづくり」推進事業 (令和3年度)	-	294 (288)	541 (525)	500	1.2	<p><達成手段の概要> (1)「脱炭素×復興まちづくり」に資するFS事業 CO2削減効果のある再生可能エネルギー等を用いて、福島県浜通り地域で新たな産業を社会実装することを目指し、その事業の実現可能性調査(FS)を実施する。 (2)「脱炭素×復興まちづくり」に資する計画策定、導入等補助 福島県が策定した「再生可能エネルギー推進ビジョン」や自治体等が宣言する「ゼロカーボンシティ」で示された方針に沿って、これらの実現に向けた計画策定と、その計画に位置づけられた自立・分散型エネルギーシステム等の導入等の支援を行う。</p> <p><達成手段の目標> 原子力災害以降、環境再生事業の実施にあたって周辺市町村や住民には、苦渋の決断と多大な負担を強いており、住民の帰還や産業の再建が道半ばである状況の中で、今後、復興まちづくりを進めつつ、脱炭素社会の実現を目指す際には大きな困難を伴う。このため、福島での自立・分散型エネルギーシステム等の導入等に関して、地方公共団体、民間事業者等の「調査」「計画」「整備」の各段階で重点的な支援を行い、これらの両立を後押しする。</p> <p><達成手段の概要> CO2削減効果のある再生可能エネルギー等の実装の実現可能性調査(FS)や、FSを元に導入される自立・分散型エネルギーシステムにより、復興とともに脱炭素まちづくりが進むことによって、エネルギー起源二酸化炭素の排出量削減に寄与する。</p>	073

(36)	ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業 (令和3年度)	-	825 (810)	804 (804)	800	1,2,3,4,5	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0049
(37)	工場・事業場における先進的な脱炭素化取組推進事業 (令和3年度)	-	3,664 (3,467)	3,704 (2,878)	3,685	1,2	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	075
(38)	脱炭素化・先進的廃棄物処理システム実証事業 (令和3年度)	-	400 (382)	400 (396)	-	1,2	<p><達成手段の概要> ・廃棄物エネルギーを利活用した地域循環共生圏の構築が進まない技術的な課題を解決するため、レジリエンス強化にも資する熱利用の高度化、未利用バイオマス利活用や大規模メタン化施設等の実証事業や検証等を行う。また、廃棄物エネルギー等を地域資源として活用した地域循環共生圏の構築が進まない課題を調査し、その課題の解決方策の検討や地域モデルとなり得るポテンシャルの調査・検討を行う。</p> <p>・廃棄物処理システム全体の脱炭素化・省CO2対策を促進するため各種検討調査を行い、地域の特性に応じて最適な循環資源の活用方策の検討を行い、実証等で得られた知見とともにとりまとめたガイダンスを策定し、循環分野からの「気候変動×レジリエンス」や地域循環共生圏の構築を推進していく。</p> <p><達成手段の目標> 一般廃棄物の焼却や埋立処分に伴う直接的な温室効果ガス排出のほか、収集運搬過程における燃料使用や、中間処理施設等の稼働に伴う電力使用等によるエネルギー起源CO2等の排出等を総合的に抑える。廃棄物から回収されるエネルギーの利活用にあたっては、化石燃料代替によるCO2削減効果と併せて、地域の課題や地域活性化への貢献に向けた新たな価値を創出する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 廃棄物処理システム全体の低炭素化によりCO2削減が図られる。</p>	077
(39)	脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業 (令和3年度)	-	1400 (745)	1325 (1319)	1,325	1,2	<p><達成手段の概要> 中小企業等がリースで脱炭素機器を導入する際、指定リース事業者によるESG要素を考慮した取組やサプライチェーン上の脱炭素化に資する取組が基準を満たしている場合、脱炭素機器の種類に応じて総リース料の1～6%を指定リース事業者に対して助成を行い、補助率に応じた総リース料の減免を行うことで機器利用者の負担するリース料を低減させる。</p> <p><達成手段の目標> ○リース会社によるESG要素を考慮した取組を促進し、リース業界におけるESGの取組拡大に繋げる。 ○サプライチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業等をサポートする。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 脱炭素機器の導入を促進し、CO2排出量削減を加速化させる。補助事業者の事務費を除く予算額13.3億円に対し、脱炭素機器導入のリース料に対する平均補助率は約3.7%であることから、脱炭素機器の設備投資額約206億円の効果があると見込む。</p>	078
(40)	離島における再エネ主力化・レジリエンス強化実証事業 (令和3年度)	-	150 (0)	200 (193)	350	1,2	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	079
(41)	グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業	-	63 (9)	2912 (1037)	-	1,2	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	080
(42)	再エネ×電動車の同時導入による脱炭素カーシェア・防災拠点化促進事業	-	3 (3)	999 (210)	-	1,2	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	081
(43)	食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業	-	8.22 (8.20)	10092 (1,723)	-	1,2	<p><達成手段の概要> 国民による環境配慮型製品・サービスの選択等の環境配慮行動の実践に対するポイントを新たに発行しようとする企業や地域等に対し、必要な企画・開発・調整等の費用の補助及び効果検証を行う。</p> <p><達成手段の目標> 環境配慮行動の実践に対するポイントが新たに発行される製品・サービス等の件数において60件を目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 日常の環境配慮がポイントとして還元される仕組みの持続的な推進を通じて、国民が地域や社会の環境課題を自分事化して環境配慮行動を持続的に実践するとともに、地域の環境課題の解決と成長を実現する。</p>	082
(44)	住宅のZEH・省CO2化促進事業	4,383 (3,925)	13,786 (10738)	9309 (8672)	10,000	1,2	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	083
(45)	空港・港湾・海事分野における脱炭素化促進事業	-	0 (0)	1985 (827)	1,715	1,2	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	084

(46)	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 (令和4年度)	-	-	1695 (1572)	32,000	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0060
(47)	地域共生型地熱利活用に向けた方策等検討事業	-	-	250 (199)	210	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	22-0061
(48)	洋上風力発電の導入促進に向けた環境保全手法の最適化実証等事業	-	-	450 (105)	450	1.5	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	新22-0003
(49)	浄化槽システムの脱炭素化推進事業	-	-	672 (660)	1,800	1.2	<p><達成手段の概要> 中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。</p> <p><達成手段の目標> 浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器(高効率プロワ等)への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 既設合併処理浄化槽の省CO2化や再エネ導入を推進することでエネルギー起源CO2の排出量を削減する。</p>	063
(50)	地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業(一部、国土交通省、農林水産省連携事業)	-	-	4172 (3863)	4,980	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	新22-0005
(51)	地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証事業(文部科学省連携事業)	-	-	1900 (1873)	1,900	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	新22-0007
(52)	潮流発電による地域の脱炭素化モデル構築事業	-	-	650 (650)	650	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	新22-0008
(53)	ESG金融実践促進事業	-	-	300 (300)	450	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	新22-0009
(54)	サプライチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業	-	-	-	1,401	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	新23-0070
(55)	グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業	-	-	-	400	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	新23-0002
(56)	プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業	-	-	2520 (0)	4,991	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	新23-0072
(57)	脱炭素型循環経済システム構築促進事業	-	-	-	4,672	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	新23-0073

(58)	コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業	-	-		7,000	1.2,4	<p><達成手段の概要> コールドチェーンにおける脱炭素型自然冷媒機器の導入を支援するとともに、既設機からのフロン排出抑制方法を検証することで、脱フロン・脱炭素型冷凍冷蔵機器への迅速かつ効率的な移行実現を図る。</p> <p><達成手段の目標> 該当分野における市中稼働機器のうち約10%を自然冷媒機器に転換する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定目標)への寄与の内容> 省エネ性能の高い自然冷媒機器の導入を推進することでエネルギー起源CO2の排出量を削減する。</p>	新23-0005
(59)	特定地域脱炭素移行加速化交付金	-	-	-	3,000	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	新23-0075
(60)	商用車の電動化促進事業 (経済産業省、国土交通省連携事業)	-	-		13,599	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	22-0076
(61)	温室効果ガス関連情報基盤整備事業	970 (1012)	903 (758)	1031 (959)	937	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	新23-0077
(62)	プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業のうち、「リサイクル困難廃プラの石炭等エネルギー代替利用設備導入事業」	-	-	480 (0)	-	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	22-0080
(63)	断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業	-	-	72 (28)	-	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	22-0069
(64)	2050年カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガス排出量管理・中長期的排出削減対策検討等調査費	1,291 (1,161)	1,271 (1,023)	1,251 (1,119)	1,240	1.2,3,4,5	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0032
施策の予算額・執行額		91,878 (76,574)	155,312 (122,576)	173,288 (130,996)	173,072	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定) ・日本のNDC(国が決定する貢献)(令和3年10月22日閣議決定) 	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-2)

別紙1

<p>施策名</p>	<p>目標1-2 世界全体での抜本的な排出削減への貢献</p>				<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 国際連携課 気候変動国際交渉室 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 脱炭素社会移行推進室 気候変動観測研究戦略室 地球温暖化対策課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>川又孝太郎(国際連携課長) 青竹寛子(気候変動国際交渉室長) 水谷好洋(国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官) 伊藤忠雄(脱炭素社会移行推進室長) 岡野祥平(気候変動観測研究戦略室長) 吉野議章(地球温暖化対策課長)</p>				
<p>施策の概要</p>	<p>パリ協定の実施に向けて国際的な詳細ルールの構築に貢献する。また、1.5°C目標を達成するための努力を継続することが世界の共通目標となったこと等を踏まえ、世界全体での排出削減に貢献するため、二国間クレジット制度(JCM)等を通じ、途上国等への脱炭素技術等の普及を推進する。</p>				<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>1. 地球温暖化対策の推進</p>						
<p>達成すべき目標</p>	<p>パリ協定の実施に向けた国際交渉に我が国としてリーダーシップを発揮するとともに、JCMを一層強力で推進するなど、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。カーボンニュートラルに向けて、世界中でビジネスチャンスが拡大する中、日本の優れた技術を活用して世界の脱炭素化に貢献する。</p>				<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パリ協定(平成28年11月発効) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定) ・日本の国が決定する貢献(NDC)(令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) ・インフラシステム海外展開戦略2025(令和2年12月10日決定、令和3年6月改訂) ・海外展開戦略(環境)(平成30年6月策定) ・COP26後の6条実施方針(令和3年10月環境省発表) ・環境省脱炭素インフライニシアティブ(令和3年6月策定) ・GX実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定) 	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>令和6年8月</p>				
<p>測定指標</p>	<p>基準</p>	<p>目標</p>	<p>施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)</p>								<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>1 JCMを通じた令和12(2030)年度までの累積の国際的な排出削減・吸収量(単位:万t-CO2)(案件採択時の数値に基づく)</p>	<p>-</p>	<p>10,000</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標年度</p>	<p>R2年度</p>	<p>R3年度</p>	<p>R4年度</p>	<p>R5年度</p>	<p>R6年度</p>	<p>R7年度</p>	<p>R8年度</p>	<p>地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づき設定。</p>
<p>2 パリ協定の実施に向けた貢献</p>	<p>-</p>	<p>R4年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p> <p>パリ協定が2020年から本格実施となり、途上国の削減目標(NDC)の支援等に積極的に取り組むことが不可欠であるため。</p>									

3 IPCCへの貢献		第6次評価報告書、特別報告書等の作成		R4年度		IPCCの科学的知見は気候変動交渉や国内外の政策の科学的基盤として重要であるため。				
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)		関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号		
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度						
(1) 脱炭素移行支援に向けた 二国間クレジット制度 (JCM)促進事業			18549 (11006)	13745		1,2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	78		
(2) アジア等国際的な脱炭素 移行支援のための基盤整 備事業	2229 (1790)	2279 (1953)	1066 (858)	1199		1,2	<p><達成手段の概要> 「パリ協定」及び「地球温暖化対策計画」の目標達成のため、我が国はパリ協定6条に基づくJCMの構築・実施を通じて、途上国等における優れた脱炭素技術等の普及とCO2排出削減を推進。効果的・効率的なJCMの実施には、適切な制度構築・運用、信頼性確保に重要なMRVの促進等が重要であり、本事業では当該基盤整備事業、JCMにつながる事業を推進。</p> <p><達成手段の目標> 優れた脱炭素技術等による温室効果ガス排出削減への貢献が適切に評価されるJCMを多くの国で実施し、透明性向上、技術移転・普及に貢献するとともに脱炭素社会への実現を支援していく。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 世界的な温室効果ガスの排出削減に貢献するとともに、JCMのクレジットを獲得し、我が国の削減目標の達成に活用する。</p>	085		
(3) 脱炭素移行支援関連抛 出・分担金	155 (151)	240 (132)	375 (365)	422		1,2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	79		
二国間クレジット制度 (JCM)資金支援事業(国際 メタン排出削減拠出金) (令和4年度)	-	-	400 (400)	-			<p><達成手段の概要> ADB(アジア開発銀行)の信託基金に資金拠出を行い、導入コスト高等により採用が阻害されている優れたメタン排出削減技術等に対する資金支援を行う。UNIDO(国連工業開発機関)への資金拠出を行い、既存のUNIDOプログラムや国際的ネットワークと知見を活用しつつ、アジア・アフリカ地域の各国において、メタン排出削減技術等を導入するJCMプロジェクトの実施を促進する。</p> <p><達成手段の目標> ADB・UNIDOにおいてメタン排出削減プロジェクトが採択され、本拠出金を原資とした資金支援が行われ、実際の排出削減を創出する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 世界的な温室効果ガスの排出削減に貢献するとともに、JCMのクレジットを獲得し、我が国の削減目標の達成に活用する。</p>	91		
(4) 国別登録簿運営経費 (平成14年度)	77 (76)	77 (75)	77 (77)	77		-	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	050		

(5)	気候変動枠組条約拠出金 (平成16年度)	168 (168)	165 (165)	175 (171)	187	2	<p><達成手段の概要> 気候変動枠組条約に参加する先進国の一員としての責任を果たすため、各国の削減目標・行動の着実な実施に資するMRV(測定・報告・検証)や、気候変動への適応対策を効果的に進めるための費用の一部を拠出する。</p> <p><達成手段の目標> 気候変動枠組条約、パリ協定等に基づく取組の効果的な実施。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> パリ協定の着実な実施のため、条約事務局が行っている取組の必要費用の一部を負担することにより貢献する。</p>	048
(6)	パリ協定の実施に向けた 検討経費 (平成19年度)	154 (134)	154 (142)	154 (145)	154	2	<p><達成手段の概要> パリ協定の実施に向けた詳細ルールの構築に係る交渉を進めるため、我が国の提案に関する検討を行うとともに、主要国の理解を得られるよう積極的に働きかける。また、途上国での排出削減を着実に実施するための能力向上や体制の構築等の政策に資する取組を行う。</p> <p><達成手段の目標> パリ協定の実施に向けた詳細ルールの交渉及び政策の進展。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> パリ協定の詳細ルールに関する検討を行い提案するとともに、中国やインド等の主要国に対して積極的に働きかけることにより、パリ協定の実施に向けた国際的な議論に貢献する。</p>	049
(7)	温室効果ガス観測技術衛星等による排出量検証に向けた技術高度化事業 (平成26年度)	1,611 (1,514)	3,528 (3,384)	9,075 (8,906)	2,800	2	<p><達成手段の概要> ・温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の後継機として平成30年10月に打ち上げた「いぶき2号」(GOSAT-2)の運用を行う。 ・GOSAT-2観測データからGHG濃度を算出するアルゴリズムの高度化を図ると共に地上観測等のデータを用いた校正・検証を行う。 ・GOSATシリーズの観測データ等で推計した人為起源の温室効果ガス(GHG)排出量とGHG排出インベントリを比較・評価のための実証実験を行う。 ・宇宙基本計画及び工程表に則り、2023年度打ち上げを目指し3号機(GOSAT-GW)の開発を進める。</p> <p><達成手段の目標> ・GOSATに引き続きGOSAT-2を継続運用することで、二酸化炭素とメタンの地球全体の濃度分布を継続的に取得する。 ・濃度算出アルゴリズムの高度化及び地上観測等のデータを用いた校正・検証により、GOSAT-2観測データの精度向上を図る。 ・GOSATシリーズの観測データを利用したGHG排出インベントリの比較・評価手法を確立し、パリ協定に基づき2023年から行われるグローバルストックテイクにおける世界各国からのGHG排出量の検証・精度向上、並びにそれに基づいた効果的なGHG排出削減策の実施に貢献する。 ・GOSATシリーズによる継続的な全球観測体制を構築し、信頼性を維持するため3号機(GOSAT-GW)の開発を進める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> GOSATシリーズの観測データを利用したGHG排出インベントリの比較・評価手法によって、特に途上国における正確なGHG排出量の把握と削減目標(NDC)の達成確認に寄与する。</p>	31
(10)	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)評価報告書作成支援事業 (平成18年度)	59 (36)	51 (48)	59 (52)	59	3	<p>令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)</p>	0183
(11)	排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金等 (平成9年度)	177 (177)	177 (177)	179 (179)	184	3	<p>令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)</p>	0082
施策の予算額・執行額		4,630 (4,046)	6,671 (6,076)	30,109 (22,159)	18,827	<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定) ・日本のNDC(国が決定する貢献)(令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部決定) ・新しい資本主義実行計画フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定) ・インフラシステム海外展開戦略2025(令和2年12月10日決定、令和3年6月改訂) ・海外展開戦略(環境)(平成30年6月策定) ・パリ協定(平成28年11月発効) ・GX実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定) 		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5—3)

別紙1

施策名	目標1-3 気候変動の影響への適応策の推進				担当部局名	地球環境局 気候変動適応室	作成責任者名 (※記入は任意)	中島 尚子(気候変動 適応室長)					
施策の概要	気候変動適応法(平成30年法律第50号。以下「法」という。)及び気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定)に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。				政策体系上の 位置付け	1. 地球温暖化対策の推進							
達成すべき目標	気候変動影響による被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。				目標設定の 考え方・根拠	・気候変動適応法(平成30年法律第50号) ・気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議 決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定)		政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
1	気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画を策定した都道府県・政令指定都市数	-	-	67	R5年度	-	-	-	67	-	-	-	法第12条において、都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を立案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画という。)を策定するよう努めるものとして規定されているため。また、法附則第5条「適応法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」に則って、目標年度を5年後の令和5年度とした。
2	気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターを確保した都道府県数	-	-	47	R5年度	-	-	-	47	-	-	-	法第13条において、都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点(地域気候変動適応センター)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとして規定されているため。また、法附則第5条「適応法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」に則って、目標年度を5年後の令和5年度とした。
測定指標	基準	目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
3	気候変動影響評価報告書の作成と、気候変動適応計画の策定・見直し	-	-	気候変動適応計画の改定	R8年度	適応法に基づく気候変動影響評価報告書の作成	気候変動適応計画の策定	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集の開始	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集	気候変動影響評価報告書の素案作成	適応法に基づく気候変動影響評価報告書の作成	気候変動適応計画の改定	法第7条において、政府は気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画を定めなければならないものと規定されている。また、法第10条において、環境大臣は、おおむね5年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成しなければならないものとされている。そして、法第8条において、気候変動適応計画は、最新の当該報告書等を立案して見直ししていくこととされているため。
4	気候変動影響評価・適応計画策定の協力プロジェクトを行った国の数	2	平成26年度	15	R5年度	12	13	14	15	-	-	-	法第27条において、政府は気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものと規定されている。また気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定)において、開発途上国への支援は基本戦略の一つとして定められており、アジア太平洋地域の脆弱国において適応計画策定や人材育成に貢献することとしているため。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
気候変動影響評価・適応 推進事業 (平成18年度)	850 (767)	810 (719)	810 (766)	732	1.2,3,4	<p>国内における気候変動適応の推進 <達成手段の概要> ・地方公共団体の区域を越えた広域の気候変動影響等に対する適応策の検討を行うとともに、関係者の連携体制を強化する。 ・適応e-ラーニングや各種ガイド、マニュアル等の活用を促し、地方公共団体や民間事業者、国民等、各主体の適応取組を推進する。 ・地域気候変動適応センターを支援し、地域における気候変動に関する情報収集等を推進する。 ・国の適応計画のフォローアップを行い、その過程で明らかになった課題等の整理を行う。 ・「気候変動適応計画」(令和3年10月22日閣議決定)で設定したKPIによる計画の進展状況を把握するとともに、適応策による気候変動影響の低減効果の評価手法を開発検討する。 ・次期気候変動影響評価報告書(令和7年度予定)に向けて評価手法の検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> ・地方公共団体による気候変動影響評価及び地域気候変動適応計画策定、地域気候変動適応センターの設置を促進する。 ・民間企業の気候変動影響評価および適応取組を促進する。 ・次期気候変動影響評価や施策の進捗、気候変動の進展を踏まえ、気候変動適応計画を改定する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・広域協議会や気候変動適応全国大会を通じた情報共有、適応e-ラーニングや各種ガイド、マニュアル等の活用促進を通じて、地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定及び効果的な適応策の実施を促す。 ・適応計画のフォローアップにより、適応施策の進捗を適切に把握し、気候変動の影響評価及び適応計画の必要に応じた見直しに反映させることができる。 ・第2次気候変動影響評価報告書を周知することで、各主体の適応に関する取り組みの充実寄与する。 ・地域気候変動適応センターの地域における気候変動影響等の情報収集を支援することで、センター活動の確立及び地方公共団体の地域気候変動適応計画の充実寄与する。 ・地方公共団体の区域を越えた広域の気候変動影響等に対する関係者の連携体制を強化し、適応策の検討を行うことで、地域の気候変動に対する強靱性を向上する。 ・民間企業における気候変動影響の評価手法に関する情報収集を行い、手引きとして取りまとめることを目指す。</p> <p>適応にかかる開発途上国の支援 <達成手段の概要> ・10カ国において実施してきたNAPプロセス実施(ニーズ調査、適応計画策定、影響評価、適応事業化、モニタリング等)に係る技術協力成果の展開を図る。 ・アジア太平洋気候変動適応プラットフォーム(AP-PLAT)を活用する。</p> <p><達成手段の目標> ・NAPプロセス実施(ニーズ調査、適応計画策定、影響評価、適応事業化、モニタリング等)に係る二国間協力事業成果をパッケージ化し、気候変動への脆弱性の高い地域に技術協力を展開する。 ・AP-PLATのコンテンツを充実させ、パートナー機関とのネットワーキングを通じて適応人材の能力強化を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・二国間協力事業により得られた成果を水平展開することにより、協力プロジェクト実施数の増加に寄与する。</p>	0033
施策の予算額・執行額	850 (767)	810 (719)	810 (766)	732	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応法(平成30年法律第50号) ・気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) ・気候変動影響評価報告書(令和2年12月公表) 	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-4)

別紙1

施策名	目標2-1 オゾン層の保護・回復				担当部局名	地球環境局 フロン対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	香具 輝男 (フロン対策室長)				
施策の概要	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。				政策体系上の位置付け	2. 地球環境の保全						
達成すべき目標	オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を軽減する。				目標設定の考え方・根拠	モントリオール議定書	政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度		目標年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		R8年度
1 PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPt)	-	-	減少傾向を維持	-	-	-	-	-	-	-	-	オゾン層破壊物質の排出量をできるだけ削減する必要があるため。
2 業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率(%)	-	-	75%	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	地球温暖化対策計画に基づき、廃棄時等のHFCの回収率を令和12年度までに75%にする必要があるため
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					行政事業レビュー 事業番号	
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
(1) フロン等対策推進調査費 (平成元年度)	312 (276)	367 (265)	298 (181)	298	1.2.3	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)					086	
施策の予算額・執行額	312 (276)	367 (265)	298 (181)	298	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)						

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-5)

別紙1

施策名	目標2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力					担当部局名	地球環境局 気候変動適応室 国際連携課 気候変動国際交渉室 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当 参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	中島尚子(気候変動 適応室長) 川又孝太郎(国際連 携課長) 青竹寛子(気候変動 国際交渉室長) 水谷好洋(国際脱炭 素移行推進・環境イン フラ担当参事官)			
施策の概要	環境保全に関する主要国際会議への対応をはじめ、二国間、地域、多国間の全てのフェーズで、あらゆるチャネルでの対話を通じた重層的な環境外交を展開する。					政策体系上の 位置付け	2. 地球環境の保全					
達成すべき目標	環境保全に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力を進め、世界の環境政策を牽引する。				目標設定の 考え方・根拠	環境基本法第5条(国際的協調による地球環 境保全の積極的推進)	政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		
1 多国間協力案件数(上段) 二国間協力案件数(下段)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	多国間協力案件数及び二国間協力案件数は、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力がどれほど進んでいるのかを測定できる一つの指標であるため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号					
	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度								
(1) 経済協力開発機構拠出金 (平成7年度)	101 (101)	99 (99)	138 (138)	167	1	<p><達成手段の概要・目標> OECDの環境プログラムのうち、国内外の環境政策を進める上で重要な分野である気候変動プログラム、環境保全レビュープログラム、環境保健安全プログラム、生物多様性プログラム、資源生産性プログラムにおいて、プログラムごとの金額分配を指定した上で拠出を行う。また、我が国がG7やG20を始めとする国際会議や交渉の場で生み出した成果(「ネイチャーポジティブ経済アライアンス」等)に関する作業に積極的に関与することを通じ、我が国の知見を世界に示し、環境の主流化を図り、地球環境の保全に関する国際貢献を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境分野、とりわけ経済的側面からの環境問題の分析において数々の業績を残している国際機関であるOECDと協働することによって、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p>	087					
(2) 排出・吸収量世界標準算 定方式確立事業拠出金等 (再掲) (平成9年度)	177 (177)	177 (177)	179 (179)	184	1	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0082					

<p>(3) 国際連合環境計画拠出金等 (平成16年度)</p>	<p>287 (287)</p>	<p>233 (233)</p>	<p>253 (253)</p>	<p>262</p>	<p>1</p> <p><達成手段の概要・目標> ・UNEP拠出金(平成16年度～) 国際連合システム内外における環境関連活動の唯一の総合調整機関であるUNEPへ拠出金を拠出することにより、今後のUNEPにおける我が国のプレゼンスを高め、我が国に蓄積された知識、経験、技術等を国際環境政策にインプットし、世界共通の課題に国際的な貢献を行う。 ・UNEP国際環境技術センター(IETC)拠出金(平成16年度～) 廃棄物管理分野等における専門的技術やノウハウを開発途上国へ移転する事業を実施するIETCへ拠出金を拠出することにより、その継続的な活動やプログラムの実施を支援することで、その機能を発揮させ我が国の環境分野における大きな国際貢献を実現する。また、IETCを通じて我が国が有する環境分野の制度、技術、ノウハウを世界に提供する。 ・アジア太平洋適応ネットワーク事務局等への拠出(平成26年度～) アジア太平洋を中心としたアジア太平洋適応ネットワーク事務局を担うUNEP-ROAP等へ拠出を行うことにより、同事務局運営を中心に世界適応ネットワークの活動を支援する。 ・CCAC拠出金(平成25年度～) UNEPに事務局を置く「短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化の国際パートナーシップ(CCAC)」に対し、平成24年4月に日本国は参加を表明し、参加国として相応の貢献を行うことが必要不可欠であるため、気候変動対策と大気汚染防止の双方を所管する環境省から、当枠組みに対し資金拠出を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国際連合環境計画(UNEP)は国連の下に設置された環境に関する問題を国際的かつ横断的に扱う唯一の組織であり、当該組織の活動を支援することにより、世界全体での環境保全の推進に貢献するとともに、我が国の有する環境分野の知見・経験・技術等を各国と共有する。また、アジア地域などの途上国における短寿命気候汚染物質及びエネルギー起源CO2の一体的削減に寄与し、気候変動及び大気汚染の防止に貢献する。</p>	<p>089</p>
<p>(4) 国際連合気候変動枠組条約事務局拠出金 (平成21年度)</p>	<p>21 (13)</p>	<p>20 (13)</p>	<p>19 (7)</p>	<p>19</p>	<p>1</p> <p><達成手段の概要・目標> 同事務局に我が国から専門家を派遣し、同事務局と意思疎通を促進することにより求める主な成果は以下のとおり。 ・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関(SBI)に報告される内容の準備 ・資金、緩和、持続可能な開発にかかる政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援 ・非付属書1国が国別報告書を作成するに当たっての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提言等</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 同事務局に拠出金を拠出することにより、地球環境保全に関する国際協力に寄与する。</p>	<p>090</p>
<p>(5) 国際連携戦略推進費 (平成23年度)</p>	<p>197 (131)</p>	<p>187 (95)</p>	<p>190 (258)</p>	<p>185</p>	<p>1</p> <p><達成手段の概要> 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択を受け、各国においてSDGsの実施が進んでいる。我が国としても各国・関連国際機関の状況等を調査・分析しながら、SDGsの環境側面の実施が不可欠である。また環境と貿易の観点からは、TPP協定や、EU、英等との経済連携協定(EPA)・自由貿易交渉(FTA)について、締結後の体制整備等を円滑に行うとともに、貿易と環境保全・環境改善を両立させるために貿易交渉や関連する国際会議に戦略的に臨むため、関係国への調査及び協議を行い、実施に関する検討を進める。さらに近年、環境・気候変動が国際社会の主要課題の一つとなっていることから、G7、G20を始めとする種々の多国間枠組において国際的な議論を牽引していくために、これに対する戦略的な調査、検討を推進する。</p> <p><達成手段の目標> ・各国や関連国際機関のポジション及び国際的な議論の動向を調査し、各種交渉に活用するとともに、政策レベルの協議の結果等も踏まえ、国際社会に対し積極的な貢献を行うことにより、持続可能な開発や環境保全の国際的議論をリードする。 ・環境保全に関わる国際的議論を牽引するため、戦略的国際広報を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各国政府や国際機関における環境分野のポジションや取組状況等について調査・分析を行い、環境保全に係る国際連携戦略の検討を実施し、国際取決めを着実に実施するとともに、国際社会に対し積極的な貢献を行うことにより、各国や主要国際機関との連携・協力を推進するとともに、持続可能な開発や環境保全の国際的議論をリードすることができる。</p>	<p>091</p>

環境国際協力・インフラ (6) 戦略推進費 (平成10年度)	465 (393)	512 (410)	498 (431)	493	1	<p><達成手段の概要・目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な開発目標(SDGs)のもと、具体的な技術協力等を進めるとともに、日中韓、ASEAN等の枠組みを活用し、途上国の環境問題解決と我が国の外交の戦略的推進に貢献する。インフラシステム海外展開戦略2025に基づき、環境インフラ海外展開を促進する。 ・東アジア・東南アジア地域において、SDGsの達成を支援すべく、日ASEAN環境協力対話や環境的に持続可能な都市ハイレベルセミナー等の機会を捉え、我が国の技術及び経験を広め、途上国における持続可能な発展を促す。また、2018年11月の「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」に基づき、ASEAN各国の海洋プラスチックごみ対策を推進する。(平成21年度～) ・東アジアの中核国である日中韓3カ国において、日中韓三カ国環境大臣会合(TEM)を継続的に開催するとともに、各種TEMプロジェクトの実施を推進する。(平成10年度～) ・日モンゴル、日インドネシア、日ベトナム、日シンガポール、日タイ、日インド、日UAE等において政策対話等を通じて環境協力を推進し、日中の環境協力を見越した環境動向調査も行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>途上国において増大する環境負荷を低減し、脱炭素社会への移行に寄与するため、東アジア首脳会議環境大臣会合、ASEAN+3環境大臣会合及び日中韓三カ国環境大臣会合等において環境協力を進めると同時に、二国間環境政策対話の実施や各個別環境協力プロジェクトの形成及び推進を行うことにより、SDGsの理念に基づいた国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p>	092
モントリオール議定書多数国間基金拠出金(HFC分)(ODA) (令和元年度)	24 (24)	24 (24)	24 (24)	30	1	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	093
気候変動に関する政府間パネル(IPCC)評価報告書作成支援事業(再掲) (平成18年度)	59 (36)	51 (48)	59 (52)	59	1	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0183
施策の予算額・執行額	1,331 (1,162)	1,303 (1,099)	1360 (1,342)	1,399	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年度法律第117号)	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-6)

別紙1

施策名	目標2-3 地球環境保全に関する研究調査		担当部局名	地球環境局 気候変動適応室 気候変動観測研究戦略室		作成責任者名 (※記入は任意)	中島尚子(気候変動適応室長) 岡野祥平(気候変動観測研究戦略室長)					
施策の概要	国内外の研究機関とのネットワーク構築等を通じ、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進する。			政策体系上の位置付け	2. 地球環境の保全							
達成すべき目標	地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得し、途上国等へその知見等を展開・共有し、地球環境問題の解決に貢献する。			目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応法(平成30年法律第50号) ・気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定) ・革新的環境イノベーション戦略(令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定) ・2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和3年6月18日策定) ・第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成28年12月21日内閣総理大臣決定) 		政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
1 地球環境保全試験研究費による業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)で4点以上を獲得した課題数(4点以上の課題数/全評価対象課題数)の過去5年間の平均	-	-	75%以上	-	60%	60%	60%	75%	-	-	-	地球環境保全試験研究費は、研究開発成果の「社会的・経済的・行政的価値」、「科学的・技術的価値」等の必要性・有効性・効率性に関する指標を用い、事業終了後に「事後評価」を外部評価委員会により実施している。指標と目標の設定については、優れた研究であったと説明できる4点以上の研究開発課題が全体の75%(R5年度より見直し)を占めることが概ね国民理解を得られるラインと考えられ、また単年度ごとの評価では課題数が少なく適切な評価ができないため、過去5年間の平均とする。
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
2 各種成果の政府計画、施策、国際協力、普及啓発等への活用	-	-	-	-	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	-	-	-	地球温暖化対策として、温室効果ガスの削減や気候変動による影響への適応は必要不可欠であることから、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進し、地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得して施策等に活用するとともに、途上国等へその知見等を展開・共有するなど、各種成果を政府計画、施策、国際協力、普及啓発等へ活用することが重要であるため。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
(1) 地球環境戦略研究機関拠 出金 (平成10年度)	500 (500)	500 (500)	500 (500)	500	2	<p><達成手段の概要・目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な開発目標(SDGs)のもと、具体的な技術協力等を進めるとともに、日中韓、ASEAN等の枠組みを活用し、途上国の環境問題解決と我が国の外交の戦略的推進に貢献する。インフラシステム海外展開2025に基づき、コロナ禍でのインフラの需要増・生活様式の変容を踏まえて環境インフラ海外展開を促進する。 ・東アジア・東南アジア地域において、SDGsの達成を支援すべく、日ASEAN環境協力対話や環境的に持続可能な都市・ハイレベルセミナー等の機会を捉え我が国の技術及び経験を広め、途上国における持続可能な発展を促す。また、2018年11月の「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」に基づき、ASEAN各国の海洋プラスチックごみ対策を推進する。(平成21年度～) ・東アジアの中核国である日中韓3カ国において、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)を継続的に開催するとともに、各種TEMMプロジェクトの実施を推進する。(平成10年度～) ・日中の環境協力を見越した環境動向調査を行うとともに、日モンゴル、日インドネシア、日ベトナム、日シンガポール、日タイ、日ミャンマー、日サウジアラビア等においても政策対話等を通じて環境協力を推進する <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>途上国において増大する環境負荷を低減し、脱炭素社会への移行に寄与するため、東アジア首脳会議環境大臣会合、ASEAN+3環境大臣会合及び日中韓三カ国環境大臣会合等において環境協力を進めると同時に、二国間環境政策対話の実施や各個別環境協力プロジェクトの形成及び推進を行うことにより、SDGsの理念に基づいた国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p>	102
(2) 地球環境に関するアジア 太平洋地域共同研究・観 測事業拠出金 (平成16年度)	210 (210)	206 (206)	206 (206)	206	2	<p><達成手段の概要></p> <p>アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)は公募型の先進国・途上国共同研究の推進やセミナー等の開催による能力開発事業の推進を行う組織であり、わが国環境省は継続して拠出金による支援を実施しており、当省の政策目的に沿った活動を行うよう随時活動方針を参加国と協議している。研究対象案件は、国際公募した上で厳密な審査を経て運営委員会が承認し、その成果は政府間会合に報告される。また、本ネットワークによるセミナーや政策対話を通じて、参加国間の連携を強化するとともに、ウェブ、ニュースレター、研究報告書を通じた情報発信等を行う。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>競争的資金を活用した効率的な採択を行い、途上国のニーズに応える形で、我が国の科学的知見を共有する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>競争的資金により地球環境に関する研究の促進、セミナーの開催、ウェブやニュースレター等による成果の情報提供が促進される。途上国による積極的参加によりアジア太平洋地域全体の研究能力の向上に寄与する。</p>	089
(3) 地球環境保全試験研究費 (平成13年度)	214 (184)	213 (205)	214 (205)	214	1,2	<p><達成手段の概要></p> <p>地球環境保全試験研究費(平成13年度～)</p> <p>関係行政機関及び関係行政機関の試験研究機関が実施する地球環境の保全に関する試験研究について、効率的かつ総合的な試験研究計画等の推進を図るため、環境省設置法第4条第3号の規定に基づき関係予算を一括計上して、予算成立後関係行政機関へ移し替えることにより、試験研究の一元的推進を図る。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>気候変動等の地球環境問題について、中・長期的視点に立った問題解決に向けた基盤となる科学的知見の蓄積を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>本事業における研究は、中・長期的視点も踏まえ、計画的・着実に進めるべきものであり、観測結果等の成果は、気候変動対策を始め地球環境政策の立案・実施に科学的基盤を与えるものである。</p>	090

<p>GOSATシリーズによる地球環境観測事業 (平成18年度)</p>	<p>749 (677)</p>	<p>4,951 (4,889)</p>	<p>205 (203)</p>	<p>205</p>	<p>2</p> <p><達成手段の概要> ・主要な温室効果ガス(GHG)である二酸化炭素やメタンの全球濃度分布とその時間的変動等、GOSATおよびGOSAT-2の継続した観測データを解析することで得られた知見を簡潔にまとめ、関係機関に限らず広く国内外に発信する。 ・パリ協定に基づき各国が報告する温室効果ガス排出量との透明性の高い比較・検証手法として、GOSATシリーズの観測データを今後世界各国が自ら利活用できるよう、世界各国のGHG排出インベントリへの利活用を促進する。 ・宇宙基本計画及び工程表に基づき、GOSAT-GW衛星観測システム設計・試作を行い、令和5年度の打上げを目指す。</p> <p><達成手段の目標> ・平成21年のGOSAT打ち上げからこれまでの観測結果と成果を国内外に向け発信することで、データの利用促進と気候変動に関する政策の立案・実施に貢献する。 ・他国が自らGOSATシリーズのデータを政策決定に利活用できるようにすることで、排出量削減目標に関する政策などに貢献する。 ・GOSATシリーズによる継続的な全球のGHG観測体制を構築する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> GOSAT及びGOSAT-2によって得られた二酸化炭素やメタンの全球濃度分布とその時間的変動等、並びにそこから得られた知見を広く国内外に発信することで、世界各国の温室効果ガス排出削減の施策の普及啓発に寄与する。 GOSATシリーズの観測データを利用したGHG排出インベントリの比較・検証手法を世界各国が利活用・促進により、世界各国における正確なGHG排出量の把握とそれに基づいた効果的な削減の施策に寄与する。</p>	<p>184</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>1,673 (1,571)</p>	<p>5,870 (5,690)</p>	<p>1,125 (1,114)</p>	<p>1,125</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応法(平成30年法律第50号) ・革新的環境イノベーション戦略(令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定) ・宇宙基本計画(令和2年6月30日閣議決定) ・宇宙基本計画工程表(令和24年6月12日2923日本部決定) ・2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和3年6月18日策定) 	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-7)

別紙1

<p>施策名</p>	<p>目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む)</p>				<p>担当部局名</p>				<p>水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 モビリティ環境対策課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>筒井誠二(環境管理課長) 鈴木清彦(環境汚染対策室長) 酒井雅彦(モビリティ環境対策課長)</p>			
<p>施策の概要</p>	<p>固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む大気環境の状況をよりの確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。</p>				<p>政策体系上の位置付け</p>				<p>3. 大気・水・土壌環境等の保全</p>					
<p>達成すべき目標</p>	<p>大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。</p>				<p>目標設定の考え方・根拠</p>				<p>環境基本法第16条に定める環境基準 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画</p>		<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>令和6年8月</p>		
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>								<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
	<p>基準年度</p>	<p>—</p>	<p>目標年度</p>	<p>—</p>	<p>R2年度</p>	<p>R3年度</p>	<p>R4年度</p>	<p>R5年度</p>	<p>R6年度</p>	<p>R7年度</p>	<p>R8年度</p>			
<p>1 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>100</p>	<p>—</p>	<p>別紙の通り</p>								<p>環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。</p>	
<p>2 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>100</p>	<p>—</p>	<p>別紙の通り</p>								<p>環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。</p>	
<p>3 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>100</p>	<p>—</p>	<p>別紙の通り</p>								<p>自動車NOx・PM法は、自動車交通量が多く、自動車単体の排出ガス規制などの措置のみによっては大気環境基準の確保が困難な地域を指定し、特別の対策を行う法律であり、その対策地域に設置された自動車排出ガス測定局における環境基準達成率は、当該地域における対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。</p>	
<p>4 我が国の降水中pHの加重平均値(pH)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>5.6</p>	<p>—</p>	<p>5.6</p>	<p>5.6</p>	<p>5.6</p>	<p>5.6</p>	<p>5.6</p>	<p>5.6</p>	<p>5.6</p>	<p>全国の酸性雨調査モニタリングデータのうち、国民にとって身近な値を公表することにより、国民の不安解消と現状認識の向上を図り、かつ効果を把握することにも適した数値であるため、測定指標として選定した。</p>		
<p>5 アスベスト大気濃度調査における石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合(解体等工事に係るもの)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>100</p>	<p>—</p>	<p>100</p>	<p>100</p>	<p>100</p>	<p>100</p>	<p>100</p>	<p>100</p>	<p>100</p>	<p>環境省のアスベスト大気濃度調査結果から、一般大気環境中の総繊維数濃度は概ね1本/L以下であり、石綿繊維数濃度も1本/L以下である。そのため、解体等工事における漏えい監視の観点から、石綿繊維数濃度1本/Lを目安とし、石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合測定指標として選定した。</p>		
<p>6 解体等工事に係る事前調査結果の報告件数</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>大気汚染防止法において、解体等工事に当たり、適切なアスベスト飛散防止対策を講じるため、事前に特定建設材料の有無等を調査することとされており、当該報告件数は、その進捗を把握するのに的確であるため、測定指標として選定した。</p>		
<p>7 環境目標値の設定または再評価を行った有害大気汚染物質数</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>2</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>2</p>	<p>2</p>	<p>2</p>	<p>2</p>	<p>2</p>	<p>有害大気汚染物質のうち、優先取組物質23物質について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい大気環境濃度の目標値を設定することとされている。環境目標値は、有害大気汚染物質による健康リスクの低減等を図る上で重要な値であるため、その設定や再評価の進捗を把握するのに適した測定指標として、環境目標値が設定または再評価がなされた優先取組物質数を測定した。</p>		

測定指標	目標	目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
8	我が国における水銀大気排出量(t)	前年度に比べて排出量を削減する	-	-	前年度の水銀の大気排出量と今年度の水銀の大気排出量を比較することで、水銀の大気排出量削減量を示すことができるため、測定指標として設定した。			
9	国内及び東アジア地域における酸性雨・黄砂に係るモニタリングデータの把握・共有	-	-	-	全国の酸性雨調査及び黄砂飛散状況のモニタリングデータを公表することにより、国民の不安解消及び調査研究への活用を図るほか、モニタリングデータを関係諸国間で共有し、酸性雨及び黄砂の対策を国際的に議論するための基礎データとすることにより、東アジアの大気環境の改善に資することを目標とした。			
10	諸外国等の放射性物質に係る取組み状況等の情報の把握	-	-	-	我が国における一般環境中の放射性物質による環境の汚染の防止のための措置等及びその在り方に関する検討等に資するものとして、諸外国等の放射性物質に係る取組状況等や放射性物質による健康影響に関する最新情報等の把握を行うため、測定指標として選定した。また、当該検討結果に基づき、必要に応じた放射性物質に係る環境汚染の防止を図ることを目標とした。			
11	放射性物質に係る環境汚染の防止	-	-	-	諸外国等の放射性物質に係る取組状況等や放射性物質による健康影響に関する最新情報等の把握により、我が国における一般環境中の放射性物質による環境の汚染の防止のための措置等及びその在り方に関する検討等を行い、必要に応じた放射性物質に係る環境汚染の防止のための措置をとるため、測定指標として選定した。また、当該措置をとることにより、大気環境の改善・保全を図ることを目標とした。			
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
(1) 大気汚染防止推進費	445 (422)	506 (526)	427 (472)	424	1,4,7,9	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0110	
(2) 有害大気汚染物質等対策推進費 (平成23年度組替)	130 (123)	124 (113)	120 (126)	119	1,7	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0092	
(3) 石綿飛散防止総合対策費 (平成23年度組替)	162 (134)	200 (199)	87 (67)	69	5,6	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0093	
(4) 在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費 (昭和53年度)	11 (10)	11 (6)	10 (6)	10	1	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0094	
(6) 微小粒子状物質(PM2.5)等総合対策費 (平成20年度)	492 (457)	452 (438)	442 (374)	417	1	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0105	
(7) 大気環境監視システム整備経費 (昭和47年度)	134 (134)	109 (109)	-	-	1	-	-	
(8) 大気環境に関する国際協力推進費	316 (295)	299 (292)	275 (259)	307	9	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0111	
(9) モビリティ大気汚染対策推進費(昭和38年度)	574 (516)	545 (526)	512 (505)	504	1,2,3	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0113	
(10) EST普及推進・エコモビリティ技術海外展開推進費 (令和2年度)	26 (26)	30 (29)	29 (28)	29	-	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0107	
(11) 環境管理技術調査検討費 (昭和50年度) 【関連R5-9、関連R5-10】	23 (22)	23 (24)	43 (41)	51	1	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0112	
(12) 水銀大気排出対策推進事業費 (平成27年度)	36 (41)	33 (36)	31 (19)	31	8	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	096	

施策の予算額・執行額	2,349 (2,180)	2,332 (2,298)	1,976 (1,897)	1,961	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ○自動車NOx・PM総量削減基本方針(平成23年3月25日閣議決定)
------------	------------------	------------------	------------------	-------	-----------------------------------	--

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-8)

別紙1

施策名	目標3-2 大気生活環境の保全				担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 モビリティ環境対策課		作成責任者名 (※記入は任意)	筒井誠二(環境管理課長) 鈴木清彦(環境汚染対策室長) 酒井雅彦(モビリティ環境対策課長)				
施策の概要	騒音・振動・悪臭の防止対策による大気生活環境の保全				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全							
達成すべき目標	騒音・振動・悪臭の発生防止により、良好な大気生活環境を保全する。				目標設定の考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準		政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		
1 騒音に係る環境基準達成状況(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。
2 騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。
3 航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。
4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線騒音状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。
5 振動に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	振動に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の振動の状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。
6 悪臭に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	悪臭に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の悪臭の状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度									
騒音・振動・悪臭等公害防止強化対策費 (昭和63年度)	47 (43)	44 (40)	43 (33)	41	1.5,6	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0097						
モビリティ騒音・振動対策 (平成12年度)	93 (90)	87 (80)	78 (53)	84	2.3,4	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0114						
施策の予算額・執行額	140 (133)	131 (120)	121 (86)	125	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)							

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-9)

別紙1

<p>施策名</p>	<p>目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む。)</p>				<p>担当部局名</p>	<p>水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 海域環境管理室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>筒井誠二(環境管理課長) 鈴木清彦(環境汚染対策室長) 大井通博(海洋環境課長) 藤井好太郎(海洋プラスチック汚染対策室) 木村正伸(海域環境管理室長)</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。更に、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。</p>				<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>3. 大気・水・土壌環境等の保全</p>							
<p>達成すべき目標</p>	<p>水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。</p>				<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>環境基本法第16条に定める環境基準 湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼の水質保全計画 水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 水循環基本計画 琵琶湖の保全及び再生に関する法律 第4期海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定)</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>令和6年8月</p>					
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>								<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)</p>	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、人の健康の保護を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。</p>	
<p>2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)</p>	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。</p>	
<p>3 地下水における水質環境基準の達成率(%)</p>	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、地下水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。</p>	
<p>4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等(%)</p>	-	-	-	-	<p>別紙の通り</p>								<p>閉鎖性海域については、水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質保全を図ってきたところであり、当該水域の環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定したものの。</p>
<p>5 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合(%)</p>	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>環境基本法第2条第3項で「地盤の沈下」は公害の一つとして位置付けられている。建築物等の基礎杭の許容応力度計算において年間2cmを超える地盤沈下については負の摩擦力を考慮することが推奨された経緯から(旧建設省による通達、昭和50年住指発第2号)、測定指標として選定したものの。</p>	

測定指標		目標		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
				目標年度				
6	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)	0		—				赤泥は平成26年度末に海洋投入処分が終了し、平成27年度以降、海洋投入処分が行われる見込みはない。建設汚泥についても平成28年度末に海洋投入処分の許可期間が終了したため、平成30年度以降は、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量を0万トンとすることを目標とする。
7	アジア地域等における水環境ガバナンスの強化と我が国企業の水処理技術の海外展開の促進	—		—				水循環基本計画(令和2年6月閣議決定)等に基づき、水環境の悪化が顕著なアジア地域等において、我が国の水環境行政に係る経験や技術の共有等を図ることで、当該地域における水環境ガバナンスの強化に資するとともに、我が国企業が有する優れた水処理技術の海外展開を促進するなど、国際的な水環境問題の解決に寄与することを目標とする。
8	水環境中の放射性物質濃度測定実施都道府県数	—		—				放射性物質の常時監視に関する検討会報告書(平成25年12月)において、公共用水域及び地下水の測定地点は日本全国をバランスよく監視できるよう選定することとされており、全都道府県において放射性物質濃度を測定することが必要であることから、測定指標として選定したものの。
9	海洋ごみ(漂流・漂着・海底ごみ)に関する調査・研究結果の把握・共有	—		—				海岸漂着物等処理推進法等に基づき、海洋ごみの実態を把握し、その情報を国民に提供することは、海洋環境の保全に資する。
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
(1)	水質汚濁防止推進費 (平成22年度)	370 (348)	336 (327)	317 (293)	251	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0115
(2)	閉鎖性海域・湖沼環境対策等推進費 (昭和53年度)	161 (146)	138 (130)	152 (149)	152	2.4	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0116
(3)	有明海・八代海等再生評価支援事業費(有明海・八代海総合調査評価委員会経費を含む)(平成19年度)	134 (124)	134 (128)	124 (120)	123	4	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0099
(4)	豊かさを実感できる海の再生事業 (平成22年度)	130 (125)	154 (153)	171 (141)	171	4	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0100
(5)	地下水・地盤環境対策費 (平成19年度)	76 (77)	72 (70)	67 (69)	67	3.5	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0101
(6)	水環境に関する国際協力推進費 (平成22年度組替)	251 (186)	246 (235)	201 (213)	189	7	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0117
(7)	海洋環境に係る条約対応及び調査検討事業費 (昭和61年度)	166 (163)	162 (149)	137 (153)	181	7	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0118

(8)	ロンドン議定書実施のための不発 弾陸上処理事業 (平成19年度)	707 (692)	675 (673)	920 (916)	846	6	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0102
(9)	海洋プラスチックごみ総合対策費 (平成19年度)	4,120 (3,731)	598 (4,092)	590 (5,331)	616	9	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0119
(10)	良好な水循環・水環境創出活動推 進事業 (令和5年度)	=	=	=	25	1,2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0108
(11)	琵琶湖保全再生等推進費 (平成29年度)	39 (38)	39 (34)	38 (32)	38	2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0104
(12)	環境管理技術調査検討費 (昭和50年度) 【関連R5-7、関連R5-10】	23 (22)	23 (24)	43 (41)	51	1	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0112
施策の予算額・執行額		6,177 (5,652)	2,577 (6,015)	2,760 (7,458)	2,710	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) 第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 水循環基本計画(平成27年7月10日閣議決定) 瀬戸内海環境保全基本計画(令和4年2月25日閣議決定) 海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針(令和元年5月31日閣議決定) 第4期海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定)		

4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)

別紙

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
			29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
			100		74.3 96.5	72.3 96.5	77.0 96.5	77.0 91.4	69.6 93.0	/	/
大阪湾における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
			100		66.7 100	66.7 100	66.7 100	66.7 100	66.7 100	/	/
東京湾における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
			100		63.2 66.7	63.2 100	68.4 100	63.2 100	68.4 100	/	/
伊勢湾における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
			100		43.8 85.7	50.0 85.7	62.5 85.7	62.5 85.7	56.3 71.4	/	/
赤潮の発生件数[件](瀬戸内海/有明海/八代海)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-		71/38/13	82/33/13	58/32/10	83/41/15	70/44/16	/	/

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-10)

別紙1

施策名	目標3-4 土壤環境の保全				担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	筒井誠二(環境管理課長) 鈴木清彦(環境汚染対策室長)			
施策の概要	<p>○市街地等土壤汚染対策については、土壤汚染による人の健康被害の防止のために、土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染による環境リスクの適切な管理を推進する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壤汚染対策地域において対策事業を実施する。</p> <p>○土壤汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壤汚染対策での対応について検討する。</p>				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壤環境等の保全					
達成すべき目標	土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。				目標設定の考え方・根拠	土壤汚染対策法 ダイオキシン類対策特別措置法 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律	政策評価実施予定時期	令和6年8月			
測定指標	目標	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
		目標年度	年度ごとの実績値								
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
1	土壤汚染対策法第6条に規定する要措置区域における措置の実施率(%) (成果実績=措置実施区域数/要措置区域数)	100	-	100	100	100	100	100	100	100	土壤汚染対策法では、土壤汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壤汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壤汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。
			86.5	96.4	-	-	-	-	-		
2	ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%)	100	-	100	100	100	100	100	100	100	ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。
			100	100	100	-	-	-	-		
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				行政事業レビュー事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度							
(1)	土壤汚染対策費(平成28年度)	298(283)	304(275)	305(253)	228	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html				0105
(2)	環境管理技術調査検討費(昭和50年度) 【関連R5-7、関連R5-9】	23(22)	23(24)	43(41)	51	1	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html				0112
施策の予算額・執行額	321(305)	327(299)	348(294)	279	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 第2部環境政策の具体的な展開 第3章重点戦略を支える環境政策の展開 第4節環境リスクの管理 第4部環境保全施策の体系 第1章環境問題の各分野に係る施策 第4節水環境、土壤環境、地盤環境、海洋環境の保全に関する取組及び第6節包括的な化学物質対策に関する取組				

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-11)

別紙1

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策				担当部局名	水・大気環境局 環境汚染対策室 農業環境管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	鈴木清彦(環境汚染対策室長) 吉尾綾子(農業環境管理室長)					
施策の概要	ダイオキシン類について、排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について、農薬の使用に伴い水域の生活環境動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験データに基づき、速やかに水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(水産基準)を設定する。				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全							
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。新たに登録申請があった農薬含め水産基準が未設定である農薬について、リスク評価を行い、必要な農薬について水産基準を設定する。				目標設定の考え方・根拠	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画(平成24年8月) 環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)	政策評価実施予定時期	令和6年8月					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					年度ごとの実績値								
1	ダイオキシン類排出総量 (g-TEQ/年)	-	-	176	-	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値(※)の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 (※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する(削減目標量:176g-TEQ/年))
					176	176	176	176	176	176	176		
2	ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%)	100%	-	-	-	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
						ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。							
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
					施策の進捗状況(実績)								
3	水域の生活環境動植物の被害防止に係る登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数(累計)	-	-	608	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	農薬取締法に基づき、最新の科学的な知見等に基づく農薬のリスク評価を適切に行い、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(水産基準)を迅速かつ的確に設定することにより、農薬の生態系へのリスク低減に資することができるため、水産基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数を測定指標として設定した。
						594	597	601	608	-	-	-	
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					行政事業レビュー事業番号	
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度									
(1)	ダイオキシン類総合対策費(平成12年度)	23(26)	23(23)	22(21)	22	1,2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html					0106	
(2)	農薬環境影響評価対策費(平成17年度)【関連R5-40】	236(134)	236(192)	235(229)	235	3	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html					0139	
施策の予算額・執行額	259(160)	259(215)	257(250)	257	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)						

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-12)

別紙1

施策名	目標3-6 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)				担当部局名	水・大気環境局 海洋環境課	作成責任者名 (※記入は任意)	大井通博(海洋環境課長) 北村武紀(企画官)		
	施策の概要	被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。				政策体系上の位置付け		3. 大気・水・土壌環境等の保全		
達成すべき目標	被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。				目標設定の考え方・根拠	総合モニタリング計画		政策評価実施予定時期	令和6年8月	
測定指標	目標	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
		目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
公共用水域放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数(回)	3145回	-	3145	3145	3145	3145	-	-	-	被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、公共用水域の放射性物質モニタリングを実施し、環境中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。
		-	2299	3145	3144	/	/	/	/	
地下水放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数(回)	369回	-	369	369	369	369	-	-	-	被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、地下水の放射性物質モニタリングを実施し、地下水中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。
		-	369	369	369	/	/	/	/	
被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査の延べ調査回数(回)	144回	-	144	144	144	144	-	-	-	被災影響海域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、被災影響海域における海洋環境関連モニタリングを実施し、海域環境中の放射性物質等に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。
		-	144	144	144	/	/	/	/	
ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリング調査の延べ調査回数(回)	492回	-	-	-	302	492	-	-	-	国民の不安解消や、風評の抑制のため、ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリングを実施し、放出開始前後の水環境中の放射性物質に関する基礎的な情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況やALPS処理水放出に係る社会的な状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。
		-	-	-	302	/	/	/	/	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号		
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度						
公共用水域放射性物質モニタリング調査(平成23年度)	381	381	370	364	364	1	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html) (後日掲載)	0127		
地下水放射性物質モニタリング調査(平成23年度)	26	26	26	26	26	2	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html) (後日掲載)	0127		
被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査(平成23年度)	85	85	84	85	85	3	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0127		

ALPS処理水放出に関連 (4)する放射性物質の海域環境モニタリング調査	-	-	272	374	4	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html) (後日掲載)	0127
施策の予算額・執行額	492 (399)	492 (468)	755 (744)	851	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-13)

別紙1

施策名	目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築				担当部局名	環境再生・資源循環局総務課 循環型社会推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	近藤 亮太(循環型社会推進室長)				
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等の着実な実行及び、我が国の循環産業の海外展開や国際的な資源循環等の推進により、国内及び国際的な循環型社会の形成を図る。				政策体系上の位置付け	4. 環境再生・資源循環対策の推進						
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、我が国の循環産業の海外展開や国際的な資源循環等を推進し、国内及び国際的な循環型社会の形成を目指す。				目標設定の考え方・根拠	循環型社会形成推進基本法に基づき、我が国の経済社会を、大量生産・大量消費・大量廃棄型から持続可能な循環型社会へ変革する。		政策評価実施予定時期 令和6年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
1 資源生産性(GDP/天然資源等投入量)(万円/トン)	25.3	H12年度	49.0	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(H30年6月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。
2 入口側の循環利用率(循環利用量/総物質投入量)(%)	10.0	H12年度	18.0	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(H30年6月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。
3 出口側の循環利用率(循環利用量/廃棄物発生量)(%)	35.8	H12年度	47.0	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(H30年6月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。
4 廃棄物最終処分量(百万トン)	56.0	H12年度	13.0	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(H30年6月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。
5 循環型社会ビジネス市場規模(兆円)	40.0	H12年度	80.0	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(H30年6月閣議決定)において、目標が設定されている。
6 廃棄物処理、リサイクル分野の輸出額推移(億円)	-	-	2,800(仮)	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	成長戦略において、「焼却設備、リサイクル設備、浄化槽等の輸出額を2020年度実績から2025年度までに3割程度増加させることを目指す」とKPIが設定されている。
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
7 二国間及び多国間の協力の実施	-		-		廃棄物分野における我が国の経験、先進的な技術や法制度等をアジアを中心とする発展途上国に移転することは、途上国の持続的な発展に資するとともに、我が国の静脈産業の発展にも寄与する、極めて意義深い政策。そのため、循環型社会形成推進基本計画に基づき、国際的な対話・協力関係を促進することとされているため。							

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
(1) 循環型社会形成推進等経費 (平成13年度)	99 (78)	148 (164.7)	264 (246)	268	1.2.3.4	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0121
(2) 循環経済移行促進事業(平成23年度)	-	441 (382.2)	521 (524.3)	671	5	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0122
(3) 我が国循環産業の戦略的 国際展開・育成事業(国際 展開支援)(平成23年度)	370 (269)	-	-	-	5	(2)循環経済移行促進事業に統合	-
(4) 国際資源循環体制構築強 化プログラム事業(平成21 年度)	64 (35)	-	-	-	6	(2)循環経済移行促進事業に統合	-
(5) アジア・アフリカ諸国におけ る3Rの戦略的実施支援事 業拠出金(平成21年度)	94 (94)	93 (93)	93 (93)	-	6	(2)循環経済移行促進事業に統合	-
(6) UNEP「持続可能な資源管 理に関する国際パネル」支 援(平成20年度)	19 (19)	18 (18)	18 (18)	-	6	(2)循環経済移行促進事業に統合	-
(7) 富山物質循環フレーム ワーク等国際動向を踏まえ た次期循環型社会形成推 進基本計画等検討事業 (平成28年度)	80 (65)	-	-	-	-	(1)循環型社会形成推進等経費、(2)循環経済移行促進事業に統合	-
施策の予算額・執行額	726 (560)	700 (658)	896 (881.3)	939	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月閣議決定) ・インフラシステム海外展開戦略2025(令和3年6月改訂版)	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-14)

別紙1

施策名	目標4-2 各種リサイクル法等の円滑な施行によるリサイクル等の推進								担当部局名	環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	近藤 亮太(リサイクル推進室長)	
施策の概要	各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。								政策体系上の位置付け	4. 環境再生・資源循環対策の推進			
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。						目標設定の考え方・根拠	各リサイクル法、施行令、省令、施行規則、基本方針	政策評価実施予定時期	令和6年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度		目標年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		
1 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ト]	-	-			別添の通り								第8期、第9期市町村分別収集計画における分別収集見込量に基づき設定
2 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率(%)	-	-			別添の通り								特定家庭用機器再商品化法基本方針に基づき設定
3 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	-	-			別添の通り								食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき設定
4 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材、%)	-	-			別添の通り								建設リサイクル推進計画2020に基づき設定
5 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(ASR)及びガス発生器(エアバッグ類、AB)の再資源化率(%)	-	-			別添の通り								使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則に基づき設定
6 小型家電リサイクル法における使用済電気電子機器等の回収量[万ト]	-	-			別添の通り								使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針に基づき設定
7 使用済プラスチックのリサイクル等による有効利用率[%]	-	-			別添の通り								令和元年に策定した「プラスチック資源循環戦略」を踏まえて設定

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
(1) プラスチック資源循環等推進 事業費(平成18年度)	614 (639)	194 (204)	260 (235)	260	1	<p><達成手段の概要> プラスチック資源循環法の施行状況及び容器包装リサイクル法の円滑な運用や高度化のために必要な調査検討、普及啓発等を行う。</p> <p><達成手段の目標> プラスチックの資源循環を推進するため自治体を実施する実証事業の支援、及び容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量を増加させる。</p> <p><施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> プラスチック資源の一括回収を行う自治体の増加、及び容器包装リサイクル法の適正な運用を通じて市町村の適切な事務の遂行・住民の参加意識の向上等を促進することにより、分別収集量の増加に寄与する。</p>	0148	
(2) 家電リサイクル推進事業 費(平成19年度)	29 (24)	29 (26)	26 (26)	26	2	<p><達成手段の概要> 家電リサイクル法の高度化及び適正な施行に資する調査検討等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 特定家庭用機器の回収率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 家電リサイクル法の高度化および適正施行を推進することで、特定家庭用機器の回収率の向上に寄与する。</p>	0125	
(3) 食品廃棄物リデュース・リサイ クル推進事業費 (平成19年度)	123 (123)	127 (117)	127 (122)	152	3	<p><達成手段の概要> 食品リサイクル法の円滑な施行のための調査検討や、食品ロス削減や食品リサイクルループ形成を促進するための事業を行う。</p> <p><達成手段の目標> 食品循環資源の再生利用等実施率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 食品リサイクル法の円滑な施行を図り、また、食品ロス削減や食品リサイクルループ形成を促進することにより、再生利用等実施率の向上に寄与する。</p>	0126	
(4) 建設リサイクル推進事業費 (平成19年度)	15 (9)	23 (9)	21 (20)	21	4	<p><達成手段の概要> 適切な分別解体による再資源化方策の検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> 特定建設資材の再資源化等率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 建設リサイクル法の円滑な施行を図ることにより、特定建設資材の再資源化等の実施率の向上に寄与する。</p>	0125	
(5) 自動車リサイクル推進事業費 (平成22年度)	26 (36)	26 (32)	33 (44)	33	5	<p><達成手段の概要> 自動車リサイクル法の円滑な施行や高度化を図るための調査検討等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 自動車破砕残さやガス発生器の再資源化率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自動車リサイクル法の円滑な施行及び高度化を図り、再資源化率の向上に寄与する。</p>	0125	
(6) 小型家電リサイクル推進事業 費(平成24年度)	150 (128)	149 (144)	135 (89)	122	6	<p><達成手段の概要> 小型家電リサイクル法の円滑な運用や高度化のために必要な調査検討、普及啓発等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 使用済み小型家電の回収・再資源化量を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 小型家電リサイクル法の円滑な施行及び高度化を図り、回収・再資源化量の向上に寄与する。</p>	0125	
(7) リサイクルプロセスの横断的 高度化・効率化事業 (平成29年度)	55 (25)	46 (37)	42 (51)	42	-	<p><達成手段の概要> 横断的リサイクルの高度化として、リサイクル対象物の組成情報のデータベース化、規格化として取り組むべき素材についての調査等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 多角的にリサイクルプロセスの横断的・高度化・効率化を進めることで、優良なリサイクル産業を育成に係る支援等を行い、我が国の資源の有効利用の最大化を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> リサイクルプロセスの横断的・高度化・効率化を図ることにより、循環利用率の向上に寄与する。</p>	0125	
施策の予算額・執行額	1,012 (984)	594 (569)	644 (587)	656	<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・成長戦略実行計画 ・成長戦略フォローアップ 			

測定指標		指標								目標年度	目標値
1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ト]											
ア. ガラス製容器 イ. 紙製容器包装 ウ. ペットボトル エ. プラスチック製容器包装											
2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%]											
3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%]											
ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業											
4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材:%)											
5. 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%]											
ア. 自動車破砕残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類)											
6. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万ト]											
7. 使用済プラスチックのリサイクル等による有効利用率[%]											
年度ごとの目標値			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	目標年度	目標値
指標1	ア	年度ごとの計画値	768	702	-	-	-	-	-	R6年度	689
		実績値	707	685	/	/	/	/	/		(計画値)
	イ	年度ごとの計画値	117	101	-	-	-	-	-		102
		実績値	76	72	/	/	/	/	/		(計画値)
	ウ	年度ごとの計画値	289	313	-	-	-	-	-		317
		実績値	335	344	/	/	/	/	/		(計画値)
	エ	年度ごとの計画値	763	726	-	-	-	-	-		726
		実績値	779	779	/	/	/	/	/		(計画値)
指標2	-	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	H30年度	56
		実績値	64.8	68.2	/	/	/	/	/		
指標3	ア	年度ごとの目標値	95	95	95	95	95	-	-	R6年度	95
		実績値	96	/	/	/	/	/	/		
	イ	年度ごとの目標値	75	75	75	75	75	-	-		75
		実績値	68	/	/	/	/	/	/		
	ウ	年度ごとの目標値	60	60	60	60	60	-	-		60
		実績値	56	/	/	/	/	/	/		
	エ	年度ごとの目標値	50	50	50	50	50	-	-		50
		実績値	31	/	/	/	/	/	/		
指標4	-	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	R6年度	97
		実績値	-	/	/	/	/	/	/		
指標5	ア	年度ごとの目標値	70	70	70	70	70	-	-	各年度	70
		実績値	95~97.5	96~97.5	/	/	/	/	/		
	イ	年度ごとの目標値	85	85	85	85	85	-	-		85
		実績値	95~96	95	/	/	/	/	/		
指標6	-	年度ごとの目標値	14	14	14	14	14	-	-	R5年度	14
		実績値	10.2	/	/	/	/	/	/		
指標7	-	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	R17年 (2035年)	100%
		リサイクル+熱回収 [%]	86.4%	87.1%	/	/	/	/	/		
		(リサイクル率)	24.3%	25.0%	/	/	/	/	/		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-15)

別紙1

施策名	目標4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)				担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	作成責任者名 (※記入は任意)	松崎 裕司(廃棄物適正処理推進課長)				
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。				政策体系上の位置付け	4. 環境再生・資源循環対策の推進						
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。				目標設定の考え方・根拠	第四次循環型社会形成推進基本計画等	政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
1 (1)一般廃棄物の排出量(百万トン)	55	H12年度	38	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画
					42	41	/	/	/	/	/	
1 (2)一般廃棄物の排出量(kg/人)	433	H12年度	310	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画
					329	325	/	/	/	/	/	
2 一般廃棄物のリサイクル率(%)	21	H24年度	28	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画
					20	20	/	/	/	/	/	
3 (1)一般廃棄物の最終処分量(百万トン)	4.7	H24年度	3.2	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画
					3.6	3.4	/	/	/	/	/	
3 (2)一般廃棄物の最終処分量(kg/人)	36	H24年度	25	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画
					29	27	/	/	/	/	/	
4 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	33	H22年度	33	当面の間	-	-	-	-	-	-	-	我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画
					22	19	/	/	/	/	/	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
(1) 循環型社会形成推進交付金(公共) (平成17年度)	88,263 (79,765)	81,351 (78,429)	79,686 (74,894)	35,968	1.2.3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等が広域的な地域について作成する循環型社会形成推進地域計画に基づき実施される事業の費用に交付金を交付する。 ・効率的かつ的確な施設整備事業の実施のため必要な調査を実施する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等の自主性と創意工夫を活かした総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援することにより、地域における循環型社会の形成を推進する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理の推進 	0130
(2) 廃棄物処理等に係る情報提供経費等 (平成11年度)	13 (13)	14 (13.4)	14 (13.1)	14	1.3.4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・PRTR(化学物質排出移動量届出制度)に基づき、届出があった内容について指定する電算機器への入力を行い、その結果を集計する(令和4年度実績:33,335件)。 ・一般廃棄物処理施設を対象に、ダイオキシン類排出状況等について調査を行い、集計の上公表する(令和3年度排出量まで調査、公表済み:測定指標4のとおり)。 ・一般廃棄物処理施設の技術管理者等を対象に、廃棄物処理技術等に係る講習会を開催する。廃棄物処理に係る基礎的知識から最新の技術的知見まで幅広く提供する(令和4年度実績:1カ月程度のオンライン配信、再生回数1,328回)。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質等の排出状況把握及びその適切な管理 ・ダイオキシン類の排出状況把握及びその対策検討 ・廃棄物処理技術の向上 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の推進 	0127
(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金等 (昭和49年度)	51,147 (30,731)	17,657 (13,556)	8,339 (6,346)	200	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施した災害廃棄物及び漂着ごみの収集・運搬・処分に係る事業等に対し補助を行う。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害等により発生した廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、地域住民の生活環境の保全を図る。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の適正処理の推進 	0128
(4) 廃棄物処理施設整備費補助 (平成12年度)	6,253 (6,250)	5,627 (5,622)	3,375 (3,372)	1,949	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行うPCB廃棄物処理のための拠点的広域処理施設の整備に対し事業費の一部を補助する。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備事業を行うに対し事業費の一部を補助する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・期限内にPCB廃棄物(大型変圧器等)を全量処理する。(全体累積処理量 高圧変圧器・コンデンサー等:395,000台(令和7年度)、安定器・汚染物等:22,200トン(令和7年度)) ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分において、廃棄物受入需要の変化や材料費高騰などの状況に応じた適切な広域埋立処分場施設の整備により、在りう既存施設の延命化を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点的広域処理施設の長期設備保全計画の策定とこれに基づく設備の点検・補修・更新を行い、PCB廃棄物の処理を推進する。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備により、既存施設の延命化を図り産業廃棄物最終処分場の残余容量を確保する。 	0129
施策の予算額・執行額	145,676 (116,759)	104,649 (97,620.4)	91,414 (84,625.1)	38,131	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・廃棄物処理施設整備計画 ・国土強靱化基本計画 	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-16)

別紙1

施策名	目標4-4 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)				担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物規制課	作成責任者名(※記入は任意)	松田 尚之(廃棄物規制課長)			
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分等の規制の推進 				政策体系上の位置付け	4. 環境再生・資源循環対策の推進					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的推進を図る。 有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現 廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現 				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 関係法令等 	政策評価実施予定時期	令和6年8月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度		年度ごとの実績値						
			目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
1 産業廃棄物の排出量(百万トン)	379	H24年度	390	R7年度	-	-	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画
					374	-	-	-	-	-	
2 産業廃棄物の出口側の循環利用率(%)	36	H25年度	38	R7年度	-	-	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画
					-	-	-	-	-	-	
3 産業廃棄物の最終処分量(百万トン)	13	H24年度	10	R7年度	-	-	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画
					9	-	-	-	-	-	
4 PCB廃棄物(変圧器類・コンデンサー類)の処理(台)	-	-	393,000	R7年度	-	-	(速報値)	-	-	-	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及びPCB廃棄物処理基本計画に沿って、令和7年度までにPCB廃棄物を全量処理する。
					371,534	387,108	393,390	-	-	-	
5 PCB廃棄物(安定器・汚染物)の処理(t)	-	-	22,200	R7年度	-	-	(速報値)	-	-	-	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及びPCB廃棄物処理基本計画に沿って、令和7年度までにPCB廃棄物を全量処理する。
					14,866	17,560	19,687	-	-	-	
6 電子マニフェストの普及率(%)	-	-	70	R4年度	-	-	70	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画(目標値は見直しを実施中)
					65	72	77	-	-	-	
7 最終処分場の残余年数(年)	-	-	10	R2年度	10	-	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画(目標値は見直しを実施中)
					17	-	-	-	-	-	
8 目標期間内にバーゼル条約締約国会議(GOP)で採択される、抛出プロジェクト関連のガイドライン等数(件)	2	H28~R2年度	3	R4年度からR9年度の6年度間	-	-	-	-	-	-	締約国等が各国の規制等の重要な指針とする各種ガイドラインに、我が国の経験や知見を適切に盛り込むことで、先進国としての責務を果たすことにつながるため。目標値は、近年の締約国会議での成果を踏まえ、最大水準に設定。(以前の目標は、平成28~令和2年度の5年度間に4件以上に対し、実績2件)
					-	-	2	-	-	-	
9 バーゼル条約違反の輸出について我が国が輸出国から通報を受領した件数(件)	9	H26年度	3	毎年度	4	3	3	3	3	3	当該通報件数は、事業者への制度に係る普及啓発や水際対策の効果を測る指標となるため。目標値は、所要の措置に必要な期間を勘案し、直近実績(平成26年度、9件)を基準値とした上で、当面半数よりも低くなる目標にしたもの。
					10	11	0	-	-	-	
10 クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案(件)	-	-	0	毎年度	0	0	0	0	0	0	クリアランス物が適正に取り扱われるためには、そのトレーサビリティを確保することが必要不可欠であるため、全てのクリアランス物に関しトレーサビリティを確保することを目標として設定。
					0	-	-	-	-	-	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
(1) 廃棄物処理施設整備費補助(平成12年度)	6,253 (6,250)	5,627 (5,622)	3,375 (3,372)	1,636	4.5,7	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行うPCB廃棄物処理のための拠点的広域処理施設の整備に対し事業費の一部を補助する。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備事業を行う。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・期限内にPCB廃棄物(大型変圧器等)を全量処理する。(全体累積処理量 高圧変圧器・コンデンサー等:395,000台(令和7年度)、安定器・汚染物等:22,200トン(令和7年度)) ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分において、廃棄物の性状及び造成される土地の利用形態に応じ適切な広域埋立処分場施設の整備を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点的広域処理施設の長期設備保全計画の策定とこれに基づく設備の点検・補修・更新を行い、PCB廃棄物の処理を推進する。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備により、産業廃棄物最終処分場の残余容量を確保する。 	0129
(2) PCB廃棄物適正処理対策推進事業(平成13年度)	342 (320)	377 (373)	300 (243)	2,755	4.5	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCB廃棄物の適正処理推進に向けて、地方自治体が実施する高濃度PCB廃棄物等の掘り起こし調査や行政代執行等の取組を効率的に実施するため、掘り起こし調査等の実施に係る相談窓口設置や専門家派遣、保管事業者に対するあらゆる広報活動及び重点的な周知徹底、調査結果も踏まえた全国のPCB廃棄物の保管量等の集計等を行う。 ・低濃度PCB廃棄物の処理促進に向け、処理技術評価や施設認定・実態把握を行う。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・期限内にPCB廃棄物(大型変圧器等)を全量処理する。(全体累積処理量 高圧変圧器・コンデンサー等:395,000台(令和7年度)、安定器・汚染物等:22,200トン(令和7年度)) <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体が実施する掘り起こし調査や行政代執行等への技術的支援、PCB廃棄物処理にかかる広報活動を行い、PCB廃棄物の適正な処理を推進する。 ・低濃度PCB廃棄物の処理技術の評価・無害化処理施設の認定等を行い、低濃度PCB廃棄物の処理を促進する。 	0133
(3) PCB廃棄物対策推進費補助金(平成13年度)	3,500 (3,500)	5,116 (5,115)	6,100 (5,800)	-	4.5	(2)PCB廃棄物適正処理対策推進事業に統合	-
(4) 廃棄物処理システム開発費(平成13年度)	80 (64)	9 (9)	5 (5)	5	1.2,3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国による統一番号付与及び自治体の許可情報等を共有する活用基盤として適正かつ効率的な運用に必要な保守、更改等の拡充整備を行う。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び自治体事務の効率化及び適正な行政処分を実施する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理業者による産業廃棄物の適正処理を確保・推進する。 <p>※デジタル庁予算に統合</p>	-
(5) 電子マニフェスト普及拡大事業(平成16年度)	87 (70)	148 (95)	5 (5)	-	1.2,3,6	(7)産業廃棄物処理業における優良取組推進費に統合	-

(6)	水銀廃棄物等適正管理等推進費(平成18年度)	70 (62)	70 (58)	61 (52)	56	4,10	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水銀使用廃製品等の回収スキームの調査検討、廃金属水銀の長期的な管理技術・体制の調査検討等を実施し、水銀廃棄物の環境上適正な処理方法について検討を行う。また、我が国が有する水銀廃棄物処理に関する知見を基に、途上国を始めとする諸外国の水銀廃棄物の環境上適正な管理の能力向上に貢献する。 ・原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づき排出されるクリアランス物(放射能濃度が国の定める基準値以下であることを確認されたもの)のトレーサビリティを確保するためのシステムを整備等するとともに、地方環境事務所による立入検査の実施及びそれに伴う知識の習得、放射線測定機器の点検整備を行う。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水銀廃棄物の処理方策等について調査検討を行い、国内外における環境上適正な水銀廃棄物の処理体制を確保する施策を推進する。 ・クリアランス制度(核燃料物質によって汚染された物のうち、放射能濃度が国の定める基準値以下であるものを、有価物と同様に資源として有効に再利用、あるいは一般の産業廃棄物として適正な処分を行うことを可能とする制度)の導入にあたり、本制度の厳格な運用を行うとともに、万一の事態にも対応できるようクリアランスされた廃棄物等のトレーサビリティ(履歴、所在地等が追跡できること)を確保する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質等を含む廃棄物の適正な管理を確保する。 ・全てのクリアランス物に関しトレーサビリティを確保する。 	0134
(7)	産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業(平成27年度)	138 (75)	-	-	-	2,3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理ビジネスの振興、業界の優良化、高付加価値型環境産業への転換促進、海外展開の推進、担い手確保・技術労働者支援などを行う。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理業がグリーン成長や地域の魅力を創出する産業へと変革していくことを支援する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理業のグリーン成長を通じた産業廃棄物処理体制の維持・向上により、産業廃棄物のリサイクル率の向上及び最終処分量の低減を推進する。 	-
(8)	産業廃棄物処理業における優良取組推進費(平成16年度)	-	82 (77)	82 (80)	83	1,2,3,6	<p>令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html</p>	0132
(9)	課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業(平成29年度)	163 (163)	1,190 (1,189)	1,990 (1,988)	501	7	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物最終処分場の維持管理に係る課題の解消に資する公共関与産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理の適正化を支援する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題対応型公共関与産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理の適正化を支援することにより、国における産業廃棄物最終処分場の維持管理の適正化等に向けた検討に活用し、もって住民による産業廃棄物最終処分場に対する信頼の醸成を図る。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物最終処分場の整備促進により、残余容量を確保する。 	0137
(10)	廃棄物輸出入適正化推進費(平成8年度)	51 (44)	61 (58)	41 (41)	144	8,9	<p>令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html</p>	0136
(11)	産業廃棄物等処理対策等対策強化費(平成2年度)	182 (151)	186 (151)	186 (172)	200	1,2,3	<p>令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)</p>	0132
(12)	石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業(平成19年度)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	-	3	(11)産業廃棄物等処理対策等対策強化費に統合	-

(13) 産業廃棄物等処理対策推進費(平成2年度)	13 (14)	13 (10)	21 (12)	-	1,2,3	(11)産業廃棄物等処理対策等対策強化費に統合	-
施策の予算額・執行額	10,865 (10,697)	12,848 (12,725)	12,171 (11,775)	5,380	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第四次循環型社会形成推進基本計画	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-17)

別紙1

施策名	目標4-5 廃棄物の不法投棄の防止等				担当部局名	環境再生・資源循環局 廃棄物規制課		作成責任者名 (※記入は任意)	松田 尚之(廃棄物規制課長)				
施策の概要	・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進				政策体系上の位置付け	4. 環境再生・資源循環対策の推進							
達成すべき目標	・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現				目標設定の考え方・根拠	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律		政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1 支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数(件)	90	H26年度	50	R7年度	50	50	50	50	50	50	-	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄等の拡大防止策や支障の除去等を推進しているため。目標値については、26年度時点で前倒しで目標を達成したことから、更に高い目標を設定(令和2年度:100件→50件)したが、未達のため、目標年度を令和7年度に延長。	
					92	81	-	-	-	-	-		
2 特定支障除去等維持事業の完了件数(件)	-	-	6	R9年度	-	-	-	13	13	12	6	特定支障除去等維持事業の各計画期間に基づき設定。	
					-	-	-	-	-	-	-		
3 産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数(件)	143	H27年度	100	R7年度	100	100	100	100	100	100	-	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄の未然防止策を推進しているため。目標値については、27年度時点で前倒しで目標を達成したことから、更に高い目標を設定(令和2年度:150件→100件)したが、未達のため、目標年度を令和7年度に延長。	
					139	107	-	-	-	-	-		
4 目標期間内にパーゼル条約締約国会議(COP)で採択される、抛出プロジェクト関連のガイドライン等数(件)	2	H28~R2年度	3	R4年度からR9年度の6年度間	-	-	-	-	-	-	-	締約国等が各国の規制等の重要な指針とする各種ガイドラインに、我が国の経験や知見を適切に盛り込むことで、先進国としての責務を果たすことにつながるため。目標値は、近年の締約国会議での成果を踏まえ、最大水準に設定。(以前の目標は、平成28~令和2年度の5年度間に4件以上に対し、実績2件)	
					-	-	2	-	-	-	-		
5 パーゼル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数(件)	9	H26年度	3	毎年度	4	3	3	3	3	3	3	当該通報件数は、事業者への制度に係る普及啓発や水際対策の効果を測る指標となるため。目標値は、所要の措置に必要な期間を勘案し、直近実績(平成26年度、9件)を基準値とした上で、当面半数よりも低くなる目標にしたもの。	
					10	11	0	-	-	-	-		
6 クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案(件)	-	-	0	毎年度	0	0	0	0	0	0	0	クリアランス物が適正に取り扱われるためには、そのトレーサビリティを確保することが必要不可欠であるため、全てのクリアランス物に関しトレーサビリティを確保することを目標として設定。	
					0	-	-	-	-	-	-		
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等						行政事業レビュー 事業番号	
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度									
(1) 不法投棄等未然防止・事案対策費(平成10年度)	32 (23)	25 (21)	24 (22.5)	101.6	1,2,3	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html						0135	
(2) 有害廃棄物等の環境上適正な管理事業等拠出金(平成18年度)	87 (87)	46 (46)	46 (46)	-	4,5	(4)廃棄物輸出入適正化推進費に統合						-	

(3) クリアランス物管理システム運用費(平成18年度)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	-	6	4-4(6)水銀廃棄物等適正管理等推進費に統合	-
(4) バーゼル条約実施等経費(平成8年度)	51 (44)	61 (58)	41 (41)	-	4.5	令和5年度より、名称を「廃棄物等輸出入適正化推進費」に変更。 また、施策名「目標4-4 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)、達成手段(10)」に移動。	0136
(5) 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金(平成10年度)	652 (477)	1,245 (937)	1160.3 (570)	-	1.2	(1)不法投棄等未然防止・事業対策費に統合	-
(6) 廃棄物等の輸出入の適正化推進費(平成25年度)	67 (59)	58 (47)	58 (50)	-	5	(4)廃棄物輸出入適正化推進費に統合	-
施策の予算額・執行額	1,072 (842)	1,622 (1,261)	1,330.1 (730.5)	101.6		施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第四次循環型社会形成推進基本計画

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-18)

別紙1

施策名	目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理				担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	沼田正樹(浄化槽推進室長)				
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。				政策体系上の位置付け	4. 資源循環対策の推進						
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な汚水処理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。				目標設定の考え方・根拠	浄化槽法	政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		R8年度
1 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率(%)=浄化槽整備区域内の合併浄化槽使用人口/浄化槽整備区域内の全人口	53%	H29年度	73%	R9年度	63%	66%	70%	-	-	-	-	浄化槽による水環境の保全を図るにあたっての指標として、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率を設定した。残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するため、平成30年に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画においても同様の目標が定められている。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					行政事業レビュー 事業番号	
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
(1) 浄化槽指導普及事業費等 (昭和59年度)	147 (137)	68 (68)	68 (73)	68	1.2	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の設置及び維持管理について各自治体の実態調査や事例収集を通じ、浄化槽の適正普及及管理に係る制度・手法に関する検討を行う。 ・平成12年の浄化槽法改正により原則新設禁止となった単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するための効果的な手法の検討を行う。 ・浄化槽の整備に係るコストや効果に関する情報を収集・提供するとともに、民間活用や公共関与による整備手法の検討等を行い、整備促進に向けたマニュアル等の活用を含め、自治体に対する効率的な事業計画の策定支援を行う。 ・適正な維持管理(保守点検、清掃)の徹底に向けた実態把握及び台帳システム等を活用した先行事例の全国への横展開を行う。 ・試験合格者、講習修了者からの免状交付申請に応じ、免状を作成・発送する。また、免状の記載事項に変更があった場合の書換等に対応するため、これまでに交付した浄化槽管理士の情報を台帳として整備・更新する。 ・浄化槽に係るセミナーを開催し、県知事、市町村長、市町村議会議員等の政策決定に携わる者や浄化槽行政担当者を対象に、浄化槽の特徴や地域の実情にあった浄化槽の整備推進のための提案・説明を行い、浄化槽の導入促進に向けた理解の醸成、普及啓発を推進する。 ・浄化槽の計画的・効率的な更新、修繕、管理の最適化を推進することで国土強靱化および災害対応力の強化を図る。また、ライフサイクルコストの最小化、予算の最適化を図り、浄化槽整備事業の持続可能な運営に資する。 					177	
施策の予算額・執行額	147 (137)	68 (68)	68 (73)	68	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	国土強靱化基本計画 廃棄物処理施設整備計画						

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-19)

別紙1

施策名	目標4-7 東日本大震災等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策				担当部局名	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室災害廃棄物対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	松崎 裕司(災害廃棄物対策室長)				
施策の概要	災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を推進する。				政策体系上の位置付け	4.環境再生・資源循環対策の推進						
達成すべき目標	東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理について、平時の備えから大規模災害発生時の対応も含めた対策の推進を図る。				目標設定の考え方・根拠	廃棄物処理法、廃棄物処理基本方針、廃棄物処理施設整備計画、国土強靱化基本計画等	政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
1 市町村における災害廃棄物処理に関する計画策定率(%)	8	H25年度	【P】60	R7年度	35	40	45	50	-	-	-	【P】第四次循環型社会形成推進基本計画
2 ごみ焼却施設における老朽化対策率(%)	77	H25年度	85	R7年度	85	85	-	-	-	-	-	廃棄物処理施設整備計画 国土強靱化基本計画
3 令和元年台風15号及び19号において発生した災害廃棄物処理進捗率(%)	20	R元年度	100	R3年度	80	100	-	-	-	-	-	各地方自治体の災害廃棄物処理実行計画
4 令和2年7月豪雨において発生した災害廃棄物処理進捗率(%)	32	R2年度	100	R4年度	30	100	100	-	-	-	-	各地方自治体の災害廃棄物処理実行計画
5 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域における災害廃棄物処理に関する計画策定率(%)	51	R3年度	70	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
(1) 大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業 (平成26年度)	2,724 (2,679)	5,535 (5,051)	4,472 (3,660)	1,033	1.2	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策指針の改定。 ・地方自治体における災害廃棄物対策の支援(モデル事業の実施とフォローアップ)。 ・令和2年7月豪雨等における災害廃棄物処理に関する検証・ノウハウの蓄積と情報発信。 ・市町村等が地域の廃棄物処理システムを強靱化する観点から行う廃棄物処理施設整備事業に対し交付金を交付する。 <p><達成手段の目標></p> <p>災害発生時においても、適正かつ円滑・迅速な廃棄物の処理が実施可能となるよう、施設整備も含めた強靱な廃棄物処理システムの構築を目指す。</p> <p>関連団体との連携強化や災害時の専門家の派遣体制の整備を進めるとともに、地方環境事務所と連携して、地域ブロック単位で、国・地方公共団体・民間事業者が参加する協議会等を設置して災害廃棄物対策の具体化を進める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>一般廃棄物の適正処理、国土強靱化</p>	0131
(2) 災害等廃棄物処理事業費補助金等 (昭和49年度)	51,147 (30,731)	17,657 (13,556)	8,339 (6,346)	200	3.4	<p><達成手段の概要></p> <p>市町村が実施した災害廃棄物及び漂着ごみの収集・運搬・処分に係る事業等に対し補助を行う。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>災害等により発生した廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、地域住民の生活環境の保全を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>一般廃棄物の適正処理の推進</p>	0128
(3) 廃棄物処理施設災害復旧事業 (平成23年度)	7,702 (5,581)	1,865 (169)	686 (354)	30	-	<p><達成手段の概要></p> <p>市町村が実施した災害により被災した一般廃棄物処理施設の復旧に係る事業に対し補助を行う。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設を復旧させることで、廃棄物処理体制の回復を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>一般廃棄物の適正処理の推進</p>	0200
施策の予算額・執行額	61,573 (38,991)	25,057 (18,776)	13,497 (10,360)	1,263	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p> <p>・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・廃棄物処理施設整備計画 ・国土強靱化基本計画</p>		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-20)

別紙1

施策名	目標5-1 基盤的施策の実施・国際的取組	担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 生物多様性センター	作成責任者名 (※記入は任意)	則久 雅司(自然環境 計画課長)
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。	政策体系上の 位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進		
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2023-2030に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、生物多様性の主流化に向けた取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。	目標設定の 考え方・根拠	生物多様性国家戦略2023-2030	政策評価実施予定時期	令和6年8月

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
1 生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合	90%	R4年度	90%	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	生物多様性国家戦略2023-2030における行動計画において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、2030年度までに生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合を90%にすることを目標と設定しているため。
2 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数]	国土の35%	H18年度	100%	R5年度	91%	95%	99%	100%	-	-	-	生物多様性国家戦略2012-2020等において、国土の自然環境の基本情報図である縮尺1/2.5万の植生図については、国土の可能な限り広い面積を整備するなど早期の全国整備を進めると記されており、再生可能エネルギーポテンシャル把握等の基礎データとして早期の整備が求められているなど、令和5年度までに全国での整備が完了するよう進める必要があるため。
3 生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合	10%	R4年度	30%	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	生物多様性国家戦略2023-2030における行動計画において、生物多様性地域戦略の策定の推進を掲げており、2030年度までに策定市区町村の割合を30%にすることを目標と設定しているため。

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
4 生物多様性保全に係る国際的取組の状況	生物多様性保全のための国際的な取組の推進	-	生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム(IPBES)の地球規模評価報告書に示されたとおり、生物多様性の損失に対処するには経済システムや貿易といった国際的に協調・連携した取組の推進が不可欠であり、こうした観点から新たな世界目標である昆明・モントリオール生物多様性枠組の進捗を測る指標などの仕組みについて議論されているため。			
5 生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施	定期的な点検・評価の実施を通じた、生物多様性国家戦略の着実な実施及び改善	-	生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、「ヘッドライン指標」が設定されたことや、COP17及びCOP19における「グローバルレビュー」が実施されることなどから、世界目標と各国の生物多様性国家戦略との結びつきが強まっており、国際的な報告・評価プロセスのタイミングを踏まえて、効果的・効率的に点検・評価を実施する必要があるため。			

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
(1) 生物多様性保全等のための 基盤的事業費	49 (28)	172 (158)	136.2 (138.4)	104	1,3,4,5	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	142
(2) 生物多様性保全等のための モニタリング等事業費 (昭和48年度)	563 (528)	559 (515)	482 (470)	493	2,4	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	143
(3) 生物多様性保全等のための 国際協力推進費 (平成19年度)	120 (76)	133 (87)	149 (135)	125	4,5	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	144
(4) 国際分担金等経費 (昭和54年度) (関連: 28-㉒、28-㉓)	250 (249)	435 (435)	429.2 (426.3)	498	4	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	145
施策の予算額・執行額	982 (881)	1,299 (1,195)	1,196.4 (1,169.7)	1,220.0	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-21)

別紙1

施策名	目標5-2 自然環境の保全・再生				担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 国立公園課	作成責任者名 (※記入は任意)	則久雅司(自然環境 計画課長) 番匠克二(国立公園 課長)					
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。				政策体系上の 位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進							
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 ・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進する。 ・過去に損なわれた自然について、地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することで、自然環境の保全・再生を推進する。 ・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 ・国立公園の保護と利用の好循環を図るとともに、自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。 				目標設定の 考え方・根拠	生物多様性国家戦略2023-2030 自然再生推進法 自然公園法 生物多様性地域連携促進法 自然環境保全法	政策評価実施予定時期	令和6年8月					
測定指標	基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			目標年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		
1 自然再生協議会の数	26	R2年度	30	R7年度	-	-	-	-	-	-	30	-	生物多様性国家戦略2023-2030において、「自然再生の推進」を掲げており、その数値目標として用いていた指標及びその後の状況を踏まえて設定しているため。
2 当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	-	-	100%	毎年度	7地区 100%	6地区 100%	11地区 100%	10地区 100%	-	-	-	-	国立・国定公園区域及び公園計画の見直しを着実に実施することが目標の達成に寄与するため、測定指標として選定した。なお、目標値は、各国立・国定公園の点検状況及び地域の実情を踏まえ、年度始めに見直しが必要な地区を見直し計画として定め、目標値を設定することとしている。
3 自然再生事業実施計画の策定数	48	R2年度	54	R7年度	-	-	-	-	-	-	54	-	生物多様性国家戦略2023-2030において、「自然再生の推進」を掲げており、その数値目標として用いていた指標及びその後の状況を踏まえて設定しているため。
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
4 生物多様性の保全に係る各種取組の状況	生物多様性の保全のための必要な取組の推進		-		里地里山等の地域の特性に応じた保全を図るとともに、過去に損なわれた自然の再生、生物多様性保全の先進的・効果的な取組の支援を行うなど、生物多様性の保全のための必要な取組を推進することにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。								
5 保護区の管理状況	保護区の適切な保護・管理		-		原生自然環境保全地域や国内の世界遺産登録地、国立・国定公園地域において、適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。								

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
(1) 国立公園等管理等事業費 (令和5年度)	1,319 (1,262)	725 (554)	1,304 (集計中)	1,116	2.5	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	146
(2) 自然環境保全地域等保全 対策事業 (平成22年度)	186 (171)	143 (153)	62 (61)	101.3	5	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	147
(3) 世界遺産等保全対策費 (平成4年度)	443 (367)	468 (348)	1109 (984) 6	702	5	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	148
(4) サンゴ礁生態系保全対策 推進費 (平成30年度)	23 (23)	41 (5)	32 (18)	32	4.5	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	149
(5) 自然環境の保全・再生対 策費 (平成20年度)	180 (173)	212 (199)	342 (301)	266	1, 3, 4	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	150
(6) 放射線による自然生態系 への影響調査費 (平成28年度)	14 (12)	14 (12)	13.7 (12.3)	13.7	4	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	151
施策の予算額・執行額	2,165 (2,020)	1,603 (1,286)	2862.7 (集計中)	2,231.0	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-22)

別紙1

施策名	目標5-3 野生生物の保護・管理				担当部局名	自然環境局 野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)	中澤圭一 (野生生物課長)				
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進						
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣による農林水産業、生活環境、生態系への被害の防止。外来種による在来種や生態系への影響の防止。				目標設定の考え方・根拠	種の保存法、鳥獣保護管理法、外来生物法、カルタヘナ法	政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
1 絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合	-	-	15%	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	絶滅危惧種の保全を効果的に推進するために、種の保存法に基づく国内希少野生動物種の新規指定や見直し等を行う必要があるため。
2 絶滅回避率(絶滅危惧種のうち絶滅を回避した種数の割合)	-	-	100%	R5年度	-	-	-	100%	100%	100%	100%	新たな種の絶滅が生じないよう、絶滅危惧種の状況について評価するため。
3 ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	推定の中央値 ニホンジカ310万頭 イノシシ121万頭 ※令和4年度に算出	平成23年度	平成23年度比で半減 (ニホンジカ155万頭、 イノシシ60万頭)	R5年度	-	-	-	シカ155万頭、 イノシシ60万頭	-	-	-	ニホンジカ・イノシシによる自然生態系等への影響が深刻であり捕獲の一層の強化が必要であるため。半減目標はR5年度までであり、R6年度以降の目標は今後検討する。
4 奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)	-	-	0頭	R5年度	-	-	-	0頭	0頭	0頭	0頭	特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特に奄美大島において我が国固有の希少野生動物への大きな被害を及ぼしている特定外来生物マングースを科学的知見に基づき根絶する必要があるため。
5 ヒアリの定着地点数	-	-	0地点	R5年度	-	-	-	0地点	0地点	0地点	0地点	特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特にまん延した場合に著しく重大な生態系被害が生じるおそれのある要緊急対処特定外来生物ヒアリの日本国内への定着を阻止する必要があるため。

測定指標	目標	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
		目標年度	
6 適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況	野生生物の適切な保護管理	-	
7 侵略的外来種の状況	侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。	-	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
(1) 希少種保護対策費 (平成4年度)	735 (677)	735 (727)	722 (709)	702	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2019/index.html	152	
(2) 国際希少野生動植物種流通管理対策費 (昭和61年度)	50 (39)	47 (38)	47 (39)	43	6	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2020/index.html	153	
(3) 鳥獣保護管理対策費 (昭和46年度。一部平成10、14、21、24年度、令和5年度に開始・変更。)	784 (665)	762 (712)	708 (集計中)	680	3	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/index.html	154	
(4) 鳥獣感染症対策費 (平成17年度)	185 (145)	212 (161)	205 (184)	159	3	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html	155	
(5) 指定管理鳥獣捕獲等事業費 (平成26年度)	2633 (2057)	2500 (1840)	2500 (1840)	200	3	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	156	
(6) アジア太平洋地域渡り鳥及び湿地保全推進費 (昭和57年度)	28 (20)	32 (20)	32 (28)	32	6	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2024/index.html	157	
(7) 外来生物対策費 (平成16年度)	507 (413)	501 (425)	527 (423)	646	4.5	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2025/index.html	158	
(8) 遺伝子組換え生物対策費 (平成16年度)	17 (12)	17 (12)	16 (11)	14	6	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2026/index.html	159	
施策の予算額・執行額	4,939 (4,028)	4,806 (3,935)	4,757 (確認中)	2,476		施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-23)

別紙1

施策名	目標5-4 動物の愛護・管理				担当部局名	自然環境局 総務課動物愛護管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	野村環(動物愛護管理室長)				
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進						
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の返還及び譲渡を積極的に進めること並びに、自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50%減となる2万頭)				目標設定の考え方・根拠	動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づく動物愛護管理基本指針(平成18年10月31日環境省告示第140号)	政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
1 自治体における犬及び猫の返還・譲渡率の増加(増加傾向維持)	61.80%	H30年度	増加傾向維持	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、令和12年度までに目指すこととされているため。
2 自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50%減となる2万頭)	38千頭	H30年度	20千頭	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、令和12年度までに目指すこととされているため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等						行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
(1) 動物の愛護及び管理事業 (平成18年度)	298 (254)	361 (277)	493 (375)	370	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html						160
施策の予算額・執行額	298 (254)	361 (277)	493 (375)	370	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-						

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省R5-24)

施策名	目標5-5 自然とのふれあいの推進				担当部局名				自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課 総務課国民公園室 野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)		番匠克二(国立公園課長) 水谷努(国立公園利用推進室長) 萩原辰男(自然環境整備課長) 柴田泰邦(国民公園室長) 中澤圭一(野生生物課長)
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。				政策体系上の位置付け				5.生物多様性の保全と自然との共生の推進			
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。				目標設定の考え方・根拠		自然公園法 エコツーリズム推進法 エコツーリズム推進基本方針 温泉法		政策評価実施予定時期		令和6年8月	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
1 自然公園の年間利用者数の推移(千人)※暦年	-	-	前年度実績値比1%増	-	902,041	559,888	547,888	-	-	-	-	自然とのふれあいの機会を増加させるため、自然公園の年間利用者数を評価する。
2 エコツーリズム推進法に基づく全体構想の認定数(括弧内は累計)	-	H20年度	(47)	R10年度	-	-	-	22	27	32	37	全体構想の認定数が増加することは、エコツーリズムの推進に直接的に結びつき、自然と人の共生について国民の意識の向上を図ることに繋がる。
3 温泉の自噴湧出量(L/分)	651,265	S45年度	前年度の水準を維持	-	667,000	680,000	671,354	-	-	-	-	温泉資源が保護され、適正に利用されているかは自然の産物である「温泉の自噴湧出量」を把握することで定量的に把握することが可能となるため。
4 国民公園等年間利用者数(千人)	-	-	前年度実績値比1%増	-	16,697	3,936	4,883	9,520	-	-	-	旧皇室園地として日本の歴史・伝統に触れつつ、緑や庭園を手軽に楽しめる場を提供するため、国民公園等の年間利用者数を評価する。
5 国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数	-	-	12	R5年度	-	12	12	12	12	12	12	自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るため、国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数を評価する。
6 国立公園訪日外国人利用者数	-	-	667万人	R7年度	-	-	-	-	-	667万人	-	・政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき実施している「国立公園満喫プロジェクト」において、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ国内外利用者をコロナ影響前の水準に回復することを新たな目標を設定した一方、新型コロナウイルスの影響により外国人観光客の入国について現時点で見通せず、現時点で今年度の目標値として設定不能なため。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
(1) 国立公園等利用等推進事業費	661 (516)	654 (522)	647 (集計中)	612	1,2,4,5,6	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	161
(2) 自然公園等事業費等 (平成6年度)	18,837 (15,906)	17,169 (14,265)	集計中 (集計中)	7,688	4,5	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	162
(3) 温泉の保護及び安全・適正利用推進事業 (平成18年度)	25 (19)	25 (21)	25 (23)	30	3	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	163
(4) 国民公園等魅力向上推進事業 (令和2年度)	108 (83)	207 (102)	190 (124)	120	4	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2026/index.html	164
施策の予算額・執行額	19631 (16524)	18055 (14910)	集計中 (集計中)	8,450	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020、観光ビジョン実現プログラム2019、骨太の方針2022、新資本主義戦略フォローアップ、観光立国推進計画	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-25)

別紙1

施策名	目標5-6 東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)				担当部局名	自然環境局 国立公園課 野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)	番匠克二(国立公園課長) 中澤圭一(野生生物課長)					
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園の拡張、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組む。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進							
達成すべき目標	三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定) ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月11日閣議決定) ・三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン(平成24年5月7日 環境省) ・生物多様性国家戦略2023-2030(令和5年3月31日閣議決定) ・自然公園法 		政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1 三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)	458	H23年度	6,994	R7年度	-	6,994	6,994	6,994	6,994	6,994	-	三陸復興国立公園の創設を始めとする様々な取組によって、当該公園を訪れる者が増加することは、観光拠点の復旧・復興が進んでいると考えられることから、測定指標として「三陸復興国立公園利用者数」を選定した。なお、目標値は、元々令和2年度が目標年度であったが、コロナ禍の事情を踏まえ、令和7年度目標として、利用者数を震災以前の水準(6,994千人以上)にすることとしている。	
2 みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数(人)	50	H30年度	50	R7年度	-	-	-	40	45	50	-	被災地を南北に繋ぎ交流を深めるため設定した、総延長約1,000kmの長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」(以下「トレイル」)を歩く者が増えることは、地域内外の交流を生み、地域の活性化にも資すると考えられる。歩くものの増減傾向を把握する測定指標として、トレイルの踏破者の申し出に対し、一部市町村が構成する協議会が実施している「踏破認定制度」における認定証の年間発行数を指標とした。平成30年までは踏破認定の対象が一部の区間のみであったが、令和元年度の全線開通に伴い、全線踏破を対象とした新たな踏破認定制度を創設した。以降、コロナ禍の状況もあり認定証の年間発行数が減少したため、新たな制度創設及びコロナ禍前である平成30年度の数値を目標値として設定した。	
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
3 イノシシの出現頻度(RAI)を前年度実績値以下とする。 RAI:以下の計算式で定義される相対的密度指標。 RAI=イノシシ撮影頭数/カメラ稼働日×100	イノシシ等を安全かつ効率的に捕獲し、被害軽減に寄与する生息状況を目指す。		-		32.7	27.1	14	2.2	-	-	-	帰還困難区域内等においてイノシシ等の野生鳥獣を捕獲することにより鳥獣等の被害を軽減することは、帰還後の住民の生活環境を整備することに直結し、東日本大震災からの復興に寄与するため、自動撮影カメラによるイノシシの出現頻度を測定指標とする。	
					27.1	14	2.2						

	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
国立公園等利用等推進事 (1)業費内ロングトレイル体制 強化等推進事業	28の内数 (23の内 数)	27の内数	27の内数	27の内数	1,2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	244
帰還困難区域内等におけ (2)る鳥獣捕獲等緊急対策事 業 (平成25年度)	418 (411)	414 (402)	411 (391)	413	3	<達成手段の概要> ・帰還困難区域内等において、イノシシ等野生鳥獣の捕獲等を実施する。 ・イノシシ等野生鳥獣による農業被害や生活環境被害等の軽減を図ることによって、住民の帰還に向けた環境整備の円滑な実施が見込まれる。 <達成手段の目標> ・イノシシ等を安全かつ効率的に捕獲し、被害軽減に寄与する生息状況を目指す。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・帰還困難区域内等のイノシシ等野生鳥獣の生息状況を把握し、効率的かつ安全な方法で捕獲等を実施することにより、個体数の削減と被害の軽減を図る。	131
施策の予算額・執行額	28 (434) ※内数含 む	570 (553) ※内数含 む	438 (391) ※内数含 む	440 ※内数含 む	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-26)

別紙1

<p>施策名</p>	<p>目標5-7 国際観光資源の整備</p>				<p>担当部局名</p>	<p>自然環境局 総務課 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>松下雄介(総務課長) 番匠克二(国立公園課長) 水谷努(国立公園利用推進室長) 萩原辰男(自然環境整備課長)</p>				
<p>施策の概要</p>	<p>美しい国立公園等の自然を持続的に活用し観光資源の整備等により国内外の旅行者の地域での体験や滞在の満足度の向上を図るとともに、地域の経済社会を活性化させ、自然環境への保全へ再投資される好循環を生み出す。</p>				<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進</p>						
<p>達成すべき目標</p>	<p>2025年までに国内外の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復させ、平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2030年訪日外国人旅行者数6,000万人等の目標や、2023年3月に策定された「観光立国推進基本計画」に掲げる2025年までに訪日外国人利用者数を2019年水準超えにする目標と「観光先進国」の実現に貢献するとともに、国立公園の保護と利用の好循環を実現する。</p>				<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>・明日の日本を支える観光ビジョン ・観光立国推進基本計画 ・国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について(観光立国推進関係会議決定) ・自然公園法</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>令和6年8月</p>				
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>						<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>1 国立公園訪日外国人利用者数</p>	<p>490万人</p>	<p>基準年度 H27年度</p>	<p>667万人</p>	<p>目標年度 R7年度</p>	<p>R2年度 -</p>	<p>R3年度 -</p>	<p>R4年度 -</p>	<p>R5年度 -</p>	<p>R6年度 -</p>	<p>R7年度 667万人</p>	<p>R8年度 -</p>	<p>・政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき実施している「国立公園満喫プロジェクト」において、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ国内外利用者をコロナ影響前の水準に回復することを新たな目標として設定しているため。なお、新型コロナウイルスの影響により外国人観光客の入国について現時点で見通せず、現時点で今年度の目標値は設定不能。</p>
<p>2 滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数(累積)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>35拠点</p>	<p>R7年度</p>	<p>10拠点</p>	<p>20拠点</p>	<p>25拠点</p>	<p>30拠点</p>	<p>-</p>	<p>35拠点</p>	<p>-</p>	<p>・利用拠点計画に基づき、滞在環境の上質化に向けて、民間活力導入を前提とした廃屋撤去、インバウンド機能向上、文化的まちなみ改善の事業を実施することにより、国立公園利用者の体験滞在の満足度向上やリピーター増加に繋がることから、目標値として設定した。</p>
<p>3 利用施設の多言語化</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>40施設</p>	<p>R5年度</p>	<p>40施設</p>	<p>40施設</p>	<p>40施設</p>	<p>40施設</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>・国立公園・国定公園等の自然体験拠点における案内板や、ビジターセンター等の施設を中心として、スマホアプリ、QRコード等のICTを駆使し、現地の自然・文化・歴史がつながる奥深い多言語解説を面的に充実させる目標を定めたもの。令和6年度以降の目標値は令和5年度実績を見て検討する。</p>
<p>4 ビジターセンター等機能強化</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>60施設</p>	<p>R5年度</p>	<p>60施設</p>	<p>60施設</p>	<p>60施設</p>	<p>60施設</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>・国立公園の利用拠点であるビジターセンター等の情報提供機能を強化することにより、体験滞在の満足度向上やリピーターの増加等につながるため、機能強化の実施施設数を目標として定める。 ・自然を満喫できるアクティビティ等の情報を一元的に多言語で提供する機器等の整備、VR等のデジタル技術を活用した国立公園の理解を深める情報提供施設等の整備のいずれかを実施した場合には、1施設としてカウントする。令和6年度以降の目標値は令和5年度実績を見て検討する。</p>
<p>5 国立公園一括情報サイトの訪問回数等(接触媒体者数)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>117万</p>	<p>R7年度</p>	<p>117万</p>	<p>117万</p>	<p>117万</p>	<p>117万</p>	<p>117万</p>	<p>117万</p>	<p>-</p>	<p>・訪日外国人に対して、効果的・効率的な国立公園の情報発信を行うため、JNTOグローバルサイト内に国立公園の一括情報サイトを構築(H31.2)し、当該サイトを通じて情報発信を行うとともに、各種海外メディア等により国立公園の認知向上に寄与する記事配信等を行っており、これらの情報発信に対するユーザーの閲覧状況を計る目標を定めたもの。</p>
<p>6 国立公園における自然体験コンテンツガイドラインを満たす自然体験コンテンツ数</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>600</p>	<p>R5年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>500</p>	<p>600</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>自然体験活動促進計画、インタープリテーション計画等の計画に基づき自然体験コンテンツの整備が進むことにより、滞在の満足度向上やリピーターの増加等につながるため、国立公園における自然体験コンテンツガイドラインのフェーズ1を満たす自然体験コンテンツ数を目標として定める。</p>

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
(1) 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業 (令和元年度)	2,360 (1,883)	1,926 (1,627)	2,044 (1,623)	1,680	1.2	<p><達成手段の概要> 利用拠点の関係者で作成する利用拠点計画に基づき、滞在環境の上質化に向けて、民間活力導入を前提とした廃屋撤去、インバウンド機能向上、文化的まちなみ改善等の事業を関係者の役割分担のもとで一体的に実施すること等により、訪日外国人をはじめとする国立公園利用者の体験滞在の満足度向上やリピーター増加につなげる。</p> <p><達成手段の目標> 滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業により国立公園利用拠点の滞在環境の上質化を進め、R3年度の目標は達成した。R4年度については、事業規模を踏まえた目標を設定し取組を進める。</p>	0256
(2) 国立公園等多言語解説等整備事業(旧)国立公園多言語解説等整備事業 (平成30年度)	828 (609)	1107 (964)	227 (205)	400	1.3	<p><達成手段の概要> 国立公園・国定公園等の自然体験拠点における案内板や、ビジターセンターやその周辺の園地・歩道を中心に自然資源等の解説の多言語化対応を一体的に行うエリアにおいて、官民連携の地域協議会等で磨き上げたコンテンツ等も含め、ICT技術を活用した多様な媒体による多言語解説等整備や、WEBサイト、サイネージ、セルフガイドアプリ等による総合的な魅力発信の取り組みを有機的に繋げて進めることで、より効果的に訪日外国人にとって魅力ある地域づくりを進める。</p> <p><達成手段の目標> 多言語化した利用施設数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業により国立公園等における利用施設の多言語化を進め、R3年度の目標は達成した。R4年度についても、R3年度までと同程度の目標で取組を進める。</p>	0297
(4) 国立公園利用促進事業 (令和元年度)	639 (534)	170 (36)	117 (197)	195	1.4	<p><達成手段の概要> 国立公園のビジターセンターにおいて、アクティビティ等の情報を多言語で提供する機器及び最新のデジタル技術を活用した疑似体験プログラム等の導入を行う。</p> <p><達成手段の目標> 自然を満喫できるアクティビティ等の情報を一元的に多言語で提供する機器等の整備、VR等のデジタル技術を活用した国立公園の理解を深める情報提供施設等の整備件数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園の利用拠点であるビジターセンター等の情報提供機能を強化することにより、国立公園の自然の魅力やアクティビティ情報等が訪日外国人等に分かりやすく伝わり、滞在時間の延長や満足度の向上、リピーターの増加等につながる。</p>	0259
(5) 国立公園利活用促進円滑化事業 (令和元年度)	110 (110)	410 (409)	160 (132)	160	1.5	<p><達成手段の概要> 関係省庁等との連携の下、JNTOグローバルサイト内に構築した国立公園サイトのコンテンツを拡充するとともに、このサイトを活用したデジタルマーケティング等を通して、戦略的に日本の国立公園の魅力在海外に情報発信する。</p> <p><達成手段の目標> 国立公園一括情報サイトを中心とした情報発信等により国立公園の認知向上・誘客促進につなげる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園一括情報サイトを中心としたデジタルマーケティング等を通して、戦略的なプロモーションノ実施に寄与する。</p>	0260
(6) 京都御苑訪日外国人観光促進事業(令和2年度)	55 (55)	0	0	0	1	<p><達成手段の概要> 京都御苑における外国人利用者の満足度の向上、訪日外国人の誘客や滞在時間の増加へ寄与するため、ICTを活用した苑内各所にある歴史的遺構の解説、茶室など由緒ある建築物のリノベーションや体験型アクティビティや庭園ガイドの整備、広大な苑内において容易に情報入手を可能とするためのデジタルサイネージの整備等の取組を進める。</p> <p><達成手段の目標> 訪日外国人利用者数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 令和2年度中に主たる調査設計は終了したものの、有識者との調整に不測の日数を要したなどにより、令和3年度に繰越し整備を行った。令和4年度から改修・整備した施設等の供用を開始しており、訪日外国人利用者数の増加に寄与する。</p>	0268

<p>(7) 国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業(令和3年度)</p>	-	891 (711)	220 (193)	100	1, 6	<p><達成手段の概要> 日本の国立公園等は、自然景観だけではなく、その自然の恵みを活かした地域独自の暮らしや文化・歴史も重要な魅力の一つで、外国人利用者に対して提供できるコンテンツの磨き上げや、地域のテーマやストーリーも踏まえた複数のコンテンツを効果的に利用者への提供、また、地域においてはコンテンツを提供できる体制・人材育成・計画作り・環境整備等が必要であり、今回は計画作りそれらの取組を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 取り組んだ計画作りの件数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当事業を実施することにより、訪日外国人利用者数の増加に寄与する。</p>	0283
<p>(8) 京都御苑魅力向上資源アーカイブ事業(令和3年度)</p>	-	20 (0)	15 (18)	10	1	<p><達成手段の概要> 京都御苑における外国人利用者の満足度の向上、訪日外国人の誘客や滞在時間の増加へ寄与するため、京都御苑の歴史や関連文化・自然などに関するアーカイブを構築する。関連する組織や機関と連携・運営体制を構築しながら、アーカイブデータのデジタル化を図り、アーカイブを活用した体験型アクティビティやガイドの整備・充実等の取組を進める。</p> <p><達成手段の目標> 訪日外国人利用者数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当事業を実施することにより、訪日外国人利用者数の増加に寄与する。</p>	0282
<p>施策の予算額・執行額</p>	3992 (3191)	4,524 (3,747)	2,783 (2,249)	2,545	<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	-	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標6-1 環境リスクの評価				担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)	吉川 圭子(環境安全課長) 清水 貴也(環境リスク評価室長)				
施策の概要	化学物質等による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価する。				政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進						
達成すべき目標	①一般環境中の化学物質の残留状況を調査し、基礎資料として施策の策定に活用する。 ②化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 ③化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。 ④人の血液・尿のモニタリングにより、日本人の体内中の化学物質の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価、化学物質管理のための基礎情報を得る。 ⑤子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。 ⑥花粉飛散予測や健康影響の予防に資する情報を提供する。				目標設定の考え方・根拠	・化学物質環境実態調査のあり方に関する検討会報告書 ・中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会 ・化学物質の内分泌系かく乱作用に関する検討会 ・子どもの健康と環境に関する全国調査基本計画	政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準	目標値	年度ごとの目標値									測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
1 化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	-	-	80	R5年度	80	80	80	80	-	-	-	化学物質対策に係る関係課室から一般環境中における残留状況を把握するために調査要望のあった化学物質のうち、優先度の高いものを調査対象物質として毎年度選定することが、「化学物質環境実態調査のあり方について」により定められている。目標値は、過去の実績値を勘案し、調査が着実に進められているとみなせる水準で設定した。
2 環境リスク初期評価実施物質数	-	-	14	R5年度	14	14	14	14	-	-	-	環境初期リスク評価の実施状況の測定指標として、評価実施物質数を設定した。目標値は、過去の実績及び情報の収集・検討状況を踏まえて設定した。
3 内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数(累積)	132	H27年度	240	R5年度	200	220	230	240	-	-	-	化学物質の内分泌系かく乱作用については、文献調査等を踏まえた評価対象物質の選定数について、平成28年6月に「化学物質の内分泌系かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND2016—」(EXTEND2016)で想定したレベルを実施することとしていたが、評価を高精度化する必要があるため、選定する物質数は減少させた。
4 化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数	-	-	3000	R5年度	3000	3000	3000	3000	-	-	-	化学物質の日本人のばく露状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得ることが目標であることから、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数(基本情報を得たデータ数)を測定指標として設定した。

5	子どもの健康と環境に関する全国調査の進捗状況	-	-	全国10万組のデータ解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。	-	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗 参加者追跡率(95%) 事業成果の情報発信及び残留性有機汚染物質等の化学分析の実施	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗 参加者追跡率(94%) 事業成果の情報発信及びビスロイド系農薬代謝物等の化学分析の実施	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗 参加者追跡率(93%) 事業成果の情報発信及び農薬・忌避剤等の化学分析の実施	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗 -	-	-	-	次世代育成に係る健やかな環境の実現を図るためには調査を着実に進めることが必要であり、その進捗状況を測定指標としている。また、「参加者のデータの解析を行うことで、健康と環境の関連性を明らかにする」ためには、解析に係るデータの蓄積と化学物質の分析が必須であるため、施策の進捗状況として参加者に調査を継続いただくための取組と化学分析の進捗を確認していくこととしている。
6	スギ雄花花芽調査対象都道府県数	17	令和4年度	23	R15年度	17	17	17	18	-	-	-	民間気象会社の花粉飛散量予測に資する情報として、スギ雄花の花芽調査を林野庁と当省各17都道府県で計34都道府県で毎年行ってきたが、令和5年5月に花粉症に関する関係閣僚会議で決定された「花粉症対策の全体像」において「花芽調査の強化」を挙げられた。高齢化、人材不足など多々ある課題に向き合い、継続的に調査できる体制を整え、対象都道府県数の増加を目指す。
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等						行政事業レビュー 事業番号
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
(1)	環境リスクの評価事業 (昭和49年度)	797 (690)	799 (686)	774 (681)	721	1, 2, 3, 4, 6	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)						0169
(2)	子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査) (平成22年度)	6,135 (6,049)	6,178 (6,139)	6,179 (6,140)	5,569	5	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)						0180
施策の予算額・執行額		6,817 (6,634)	6,860 (6,720)	6,241	6,290	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

<p>施策名</p>	<p>目標6-2 環境リスクの管理</p>				<p>担当部局名</p>	<p>環境保健部 環境安全課 化学物質審査室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>吉川 圭子(環境安全課長) 清丸勝正(化学物質審査室長)</p>			
<p>施策の概要</p>	<p>化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、環境から人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性のある化学物質については、血液・尿のモニタリングにより、人体へのばく露量を継続的に把握する。さらに、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。</p>				<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>6. 化学物質対策の推進</p>					
<p>達成すべき目標</p>	<p>①化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。 ②有害性評価が困難な物質の評価方法の検討を進める。 ③化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、 ④対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。</p>				<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>化審法、化審法の一部を改正する法律案に対する附帯決議、化管法、化管法に基づくPRTR制度</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>令和6年8月</p>			
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>目標値</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>								
<p>1 当該年度で優先評価化学物質に指定されている物質のうち、既に有害性情報の詳細資料が作成されている物質数</p>	<p>32</p>	<p>50</p>	<p>基準年度 R2年度</p> <p>目標年度 R11年度</p>	<p>R2年度 32</p>	<p>R3年度 34</p>	<p>R4年度 36</p>	<p>R5年度 38</p>	<p>R6年度 -</p>	<p>R7年度 -</p>	<p>R8年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p> <p>化審法における優先評価化学物質について、有害性情報の詳細資料を作成していくことでリスク不明(未評価)の化学物質を減らし、リスクの程度に応じたリスク管理を行うことで適正な化学物質管理を推進する。そこで、「既に有害性情報の詳細資料が作成されている物質数」を年度ごとの測定指標に選定し、令和2年度から10年間で20物質を目標値として設定した。</p>
<p>2 有害性評価困難な化学物質の試験法の開発を実施及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供</p>	<p>試験法の調査・検討</p>	<p>H25年度</p>	<p>OECD会合においてTG案の提出、採択</p>	<p>標準化のためのデータ提供</p>	<p>SPSF案の提出</p>	<p>各国意見を踏まえた試験法の見直し</p>	<p>ヨコエビ試験法の検証試験の実施、卵内投与試験法のSOP案の作成</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>化審法のリスク評価を加速化するため、既存の試験法では対応できない有害性評価が困難な物質(難水溶性等)について、新たな試験法の開発が必要である。そこで、試験法開発と試験法標準化(OECD TG化)のためのデータ提供を指標に設定した。これまでOECD TG化を目指してヨコエビ試験法と卵内投与試験法の開発を実施しており、ヨコエビ試験法については、R4年度に見直しを行ったTG案について検証試験を実施するとともに、引き続き各国の専門家と協議を行いながらブラッシュアップを行うことを目標として設定した。卵内投与試験法については、R4年度にSPSF案を提出したことを踏まえ、R5年度はSOP案を作成することを目標として設定した。</p>
<p>3 PRTR対象物質の環境への総届出排出量・移動量(トン)の把握</p>	<p>-</p>	<p>110,000</p>	<p>R12年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>化管法に基づくPRTR制度において、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果として、把握した対象化学物質(第一種指定化学物質)の総届出排出量・移動量を指標として設定した。当該指標は毎年度の事業者からの届出データであり、社会的情勢の影響を受けるものではあるが、過去5年間(平成29~令和3排出年度)の減少率が維持されることを目標とし、値を設定した。</p>

4	化学物質アドバイザーの派遣数	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする	-	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする(10以上)	-	20以上	20以上	16以上	10以上	-	-	-	PRTRデータ等を活用したより一層のリスクコミュニケーションの推進を図る観点から、化学物質アドバイザーの派遣数を測定指標として設定した。派遣実績を過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とすることを目標として設定した。
	達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等						行政事業レビュー 事業番号
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
(1)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費 (平成16年度)	595 (486)	608 (544)	550 (543)	549	1, 2	<p><達成手段の概要> 事業者から提出された製造・輸入数量や毒性試験データ等の資料に加え、届出物質・類似物質等に係る国内外の知見や生態影響に係る専門家の意見を踏まえて分析し、必要な資料を取りまとめて化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を厚生労働省(人への毒性)及び経済産業省(製造・輸入数量)と共同で実施する。 さらに、既存の試験法では有害性評価が困難な物質(難水溶性等)について試験法の検討・開発等により、化審法に基づくスクリーニング評価・リスク評価を加速化する。</p> <p><達成手段の目標> 全ての一般化学物質等を対象に、化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を実施する。また、有害性評価が困難な物質の生態毒性試験法や評価手法等の検討を進める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化審法に基づくスクリーニング評価の作業により、化学物質の有害性クラスを付与する。 また、本事業により開発された試験法や評価手法等を用い、化審法のリスク評価を加速化するとともに、国際機関に対して試験法の標準化のためのデータを提供する。</p>						0170
(2)	PRTR制度運用・データ活用事業 (平成11年度)	249 (190)	254 (223)	234 (213)	227	3, 4	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)						0167
施策の予算額・執行額		939 (772)	958	879		施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省R5-29)

施策名	目標6-3 国際協調による取組				担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境保健企画管理 課水銀対策推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	吉川 圭子(環境安全 課長) 清丸勝正(化学物質 審査室長)					
施策の概要	化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、水銀に関する水俣条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。				政策体系上の 位置付け	6. 化学物質対策の推進							
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングするとともに、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。				目標設定の 考え方・根拠	POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、水銀に関する水俣条約等の化学物質関係の各条約		政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1 POPs条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度(一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数)	-	-	11物質	R5年度	13	11	11	11	-	-	-	-	・POPs条約対象物質及び候補物質について、「化学物質環境実態調査のあり方について」(平成22年3月)の調査対象物質選定要件に基づき設定した。
2 途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積)	0	H27年度	-	-	-	-	-	-	-	-	16	・水銀による環境リスクの低減のため世界の水銀対策を推進するという施策目的を踏まえ、途上国等の水銀対策に係るプロジェクトの形成・支援数を測定指標として設定した。 ・各年度の目標値については、新型コロナウイルス感染症による渡航制限によるプロジェクト形成への影響を踏まえ、令和2年度から当面の間目標値を設定しないこととしているが、令和8年度の目標値は、現在取り組んでいる活動のうち、今後のプロジェクト形成が期待されるものを令和4年度実績値に上乗せして設定した。	
3 GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む)	177物質	H28年度	160物質	-	-	180	160	160	-	-	-	・化審法、化管法等においてリスクが懸念される物質について、GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施していくため、毎年度の分類物質数を測定指標として設定した。 ・R4年度からは民間情報受付の試行を開始したため、情報の精査が必要と考えられることから、目標は抑制的に設定した。	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					行政事業レビュー 事業番号		
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度									
(1) 国際協調による化学物質対策事業(仮称)(平成10年度)	778 (709)	713 (664)	688 (639)	762	1, 2, 3	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)					0171		
施策の予算額・執行額	778 (709)	713 (664)	688 (639)	762	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-						

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省R5-30)

施策名	目標6-4 国内における毒ガス弾等対策				担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)	吉川 圭子(環境安全課長) 清水 貴也(環境リスク評価室長)				
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。				政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進						
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。				目標設定の考え方・根拠	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」(平成15年6月6日閣議了解) 「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」(平成15年12月16日閣議決定)	政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
1 A事案区域等における環境調査等件数	-	-	-	-	要望に基づき適切に実施 7	要望に基づき適切に実施 9	要望に基づき適切に実施 3	要望に基づき適切に実施 -				旧軍毒ガス弾等対策の実施状況を示す指標として設定。 地権者からの要望に基づいて実施するものであるため、目標値の設定は困難。
2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	-	-	-	-	事業対象者に適切に交付 144	事業対象者に適切に交付 144	事業対象者に適切に交付 142	事業対象者に適切に交付 -				健康被害者対策の実施状況を示す指標として設定。 ジフェニルアルシン酸(DPAA)に暴露したと認められる住民に対して、継続的に支援を実施するものであり、目標値の設定は困難。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等				行政事業レビュー 事業番号	
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
(1) 毒ガス弾等への対応に必要な経費(平成15年度)	501 (367)	499 (345)	499 (338)	500	1, 2	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)				168		
施策の予算額・執行額	501 (367)	499 (345)	499 (338)	500	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-31)

別紙1

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)				担当部局名	環境保健部 環境保健企画管理課 保健業務室	黒羽真吾(保健業務室長)			
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)に基づき認定患者への迅速かつ公正な補償給付等を実施するとともに、健康被害予防事業や地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。				政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進				
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業、公害保健福祉事業、環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。			目標設定の考え方・根拠	公害健康被害の補償等に関する法律	政策評価実施予定時期	令和6年8月			
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
1 公健法に基づく補償等の進捗状況	-	-	事業活動等に伴って生ずる著しい大気汚染等の影響により健康被害に係る損害を填補するための補償等を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保に資する。							
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
2 公害健康被害予防事業の参加者に対して実施するアンケートにおける事業満足度(5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合)(%)	-	80	80	80	80	80	80	/	/	公害健康被害予防事業については、参加者のニーズに合った効果的な事業の実施に係る測定指標として、毎年度の事業参加者アンケートにおける満足度を選定する。回答者の80%以上の方から、5段階の上位2段階までの評価が得られることを毎年度の目標として設定する。
3 各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合(%)	-	80	80	80	80	80	80	/	/	公害保健福祉事業については、被認定者に占める事業に参加した者の延べ人数の割合を測定指標として選定する。これが80%以上となることを毎年度の目標として設定する。
4 環境保健サーベイランス調査の着実な実施(調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査))	-	60,000人及び75%	60,000人及び75% 79,398人 85.13%	60,000人及び75% 73,972人 85.07%	60,000人及び75% -	60,000人及び75% /	60,000人及び75% /	/	/	環境保健サーベイランス調査の信頼性を確保するため、調査対象者数と調査対象者の同意率を測定指標として選定する。目標値は信頼性が担保できる60,000人以上及び75%以上と設定する。
環境保健サーベイランス調査の着実な実施(調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査))	-	60,000人及び75%	60,000人及び75% 81,115人 84.24%	60,000人及び75% 78,879人 89.01%	60,000人及び75% -	60,000人及び75% /	60,000人及び75% /	/	/	環境保健サーベイランス調査の信頼性を確保するため、調査対象者数と調査対象者の同意率を測定指標として設定する。目標値は信頼性が担保できる60,000人以上及び75%以上と設定する。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)		当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					行政事業レビュー事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度						

<p>(1) 公害健康被害対策(補償・予防)事業 (昭和49年度)</p>	<p>8539 (8508.7)</p>	<p>8336 (8306.3)</p>	<p>8062 (8044.8)</p>	<p>7778</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> 公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者の更新、制度離脱状況等及び補償給付関係項目を更新整理し、公害認定患者に関する基礎資料を得る。 <達成手段の目標> 公害健康被害補償制度の今後の運営のため、被認定患者数及び補償費用等の変動推移を更新整理した基礎資料を元に、被認定患者数及び補償費用の将来推計等を行い、認定患者の補償を適正に行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 公健法の被認定者への次年度の補償給付額確定、賦課金所要額の算定根拠となり、公害健康被害補償制度の安定的な運営に寄与。</p>	<p>2023-環境-22-0174</p>
<p>(2) 環境保健施策基礎調査 (環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査)) (平成8年度)</p>	<p>191 (153)</p>	<p>194 (154)</p>	<p>194 (149)</p>	<p>189</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> 地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係について調査するもの。中公審答申及び公健法改正時の附帯決議により、定期的・継続的に観察実施することを求められている。 <達成手段の目標> 60,000人以上の調査対象人数と75%以上の同意率を得ることで信頼性を確保した調査を滞りなく実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 確立された調査方法に基づいて当該調査を確実に実施し、地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係について観察し、必要に応じて所用の措置を早期に講ずることにより、被害の未然防止に資する。</p>	<p>2023-環境-22-0172</p>
<p>(3) イタイイタイ病等に関する研究・調査事業 (平成13年度)</p>	<p>76 (57)</p>	<p>77 (51)</p>	<p>76 (58)</p>	<p>76</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> イタイイタイ病の病態解明や慢性カドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。 <達成手段の目標> イタイイタイ病や慢性カドミウム中毒に関する質の高い研究による科学的知見の充実。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> カドミウムによる健康影響を当該研究により解明し、イタイイタイ病や慢性カドミウム中毒の特徴を把握することにより、被害の未然防止や健康確保に資する。</p>	<p>2023-環境-22-0175</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>8806 (8718.7)</p>	<p>8607 (8511.3)</p>	<p>8332 (8251.8)</p>	<p>8,043</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>—</p>	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-32)

別紙1

施策名	目標7-2 水俣病対策				担当部局名	環境保健部 環境保健企画管理課 特殊疾病対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	伊藤 香葉(特殊疾病対策室長)				
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者等の救済対策、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣病問題の解決に資する施策を実施する。				政策体系上の位置付け	施策7 環境保健対策の推進						
達成すべき目標	水俣病患者等への補償給付、水俣病発生地域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病患者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。				目標設定の考え方・根拠	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成21年法律第81号)及び同法に基づく「救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)	政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値									
			基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給を行っている。 ・水俣病患者等の補償・救済を行うためには、予算事項の大部分を占める水俣病被害者に対する療養費の支給を確実に行うことが必要であるため、その支給額を測定指標として設定した。指標の性質上、目標値は設定できない。
2	-	-	3	-	3	3	3	3	-	-	-	・水俣病に関する総合的研究において、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねていくことにより、メチル水銀が人の健康に与える影響に関する科学的知見が充実すると考えられるため、各年度の全研究の総合評価点の平均を測定指標として設定した。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
(1)	11,655 (11,081)	11,504 (10,941)	11,557 (10,815)	11,545	1, 2	<達成手段の概要> 医療事業対象者(医療手帳・水俣病患者手帳保有者)に対して、療養費、手当を支給する。また、水俣病発生地域における医療・福祉対策、再生・融和対策(もやい直し)及び地域振興を推進する。 <達成手段の目標> 水俣病発生地域における健康上の問題の軽減・解消等:数値化困難 水俣病発生地域の地域振興:観光入込客数 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病の最終解決を図り、すべての水俣病患者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境づくりを進める。					0273	
(2)	559 (482)	441 (344)	807 (706) うち6百万円はデジタル庁予算	474 うち2百万円はデジタル庁予算	-	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2033/index.html)					2023-環境-22-0181	

<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>12,214 (11,563)</p>	<p>11,945 (11,285)</p>	<p>12,365 (11,521) うち6百万 円はデジタ ル庁予算</p>	<p>12,019 うち2百万 円はデジタ ル庁予算</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」</p>
-------------------	----------------------------	----------------------------	---	--	---	--

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-33)

別紙1

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策				担当部局名	環境保健部 環境保健企画管理課 石綿健康被害対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	木内 哲平(石綿健康被害対策室長)					
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律(以下「石綿法」という。)に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。				政策体系上の位置付け	施策7 環境保健対策の推進							
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。				目標設定の考え方・根拠	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)第1条、第80条	政策評価実施予定時期	令和6年8月					
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度				
1 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)(日)	173日	H18年度	120日(平成18年度の3割減)	—	120	120	120	120	120			<ul style="list-style-type: none"> 石綿による健康被害の迅速な救済を図るためには、認定業務に係る期間を短縮することが重要であり、療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数を指標として選定。 事務手続の効率化や必要な提出書類に関する医療機関への周知等の取組を実施することにより、平成26年度以降は、制度発足当時(平成18年度)の平均処理日数(173日)の3割減(120日)を維持するよう目標を設定。 	
					92	210	177	162					
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
2 石綿読影の精度確保等調査事業の参加自治体数	32自治体	R2年度	前年度以上の参加自治体数	令和6年度	30自治体	32自治体	34自治体	前年度以上の自治体数	前年度以上の自治体数			<ul style="list-style-type: none"> 自治体の石綿読影精度向上や効果的・効率的な健康管理の在り方について検討を行うためには、事業により多くの自治体が参画することが期待されるため、前年度以上の参加自治体数を得ることを目標としている。 また、石綿読影の精度向上のためには多くの知見を収集する必要があるため、読影調査結果を評価・検証するためには事業開始から5年程度を要することから、目標年度は令和6年度に設定している。 	
					32自治体	34自治体	34自治体	—	—				
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー事業番号						
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度									
(1) 石綿問題への緊急対応に必要な経費(平成18年度)	662(556)	1,387(1,235)	915 うち186百万円はデジタル庁予算(783) うち157百万円はデジタル庁予算	931 うち181百万円はデジタル庁予算	1、2、3	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2033/index.html)	0263						
施策の予算額・執行額	662(556)	1,387(1,235)	915 うち186百万円はデジタル庁予算(783) うち157百万円はデジタル庁予算	931 うち181百万円はデジタル庁予算	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		—						

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-34)

別紙1

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究				担当部局名	環境保健部 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	吉川 圭子(環境安全課長)				
施策の概要	近年、温暖化や高齢化の影響で、熱中症による死亡者が高い水準で推移している状況を踏まえ、熱中症に関する普及啓発、改正気候変動適応法に基づく新たな制度の執行に係る検討等を実施する。				政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進						
達成すべき目標	あらゆる主体が熱中症予防行動をとるように促すとともに、極端な高温の発生も見据え、改正適応法に基づく新制度を活用した対策を講じることで、熱中症による健康被害を抑えていく。				目標設定の考え方・根拠	改正気候変動適応法(令和5年4月公布)や熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)に基づき、熱中症対策の推進を図る。	政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		R8年度
1 高齢者における予防行動を行っている・心掛けている者の割合(%)	-	-	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	熱中症に対する危険性や、熱中症警戒アラート発表時には気を付ける必要があることを認識した上で、熱中症予防行動を取ることが重要。特に水分・塩分補給やエアコン利用の徹底などの予防行動につなげることが必須。なお、目標最終年度は、熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)の目標年を設定するものとし、目標値設定に当たっては令和6年度から開始予定のアンケート結果を踏まえ精査していく。	
2 普及啓発の強化、改正気候変動適応法に基づく施策の実施等、R6年度(改正法の全面施行)時点と比較し、一層の熱中症対策を行う地方自治体の増加割合(%)	-	令和6年度	50	R12年度	-	-	-	-	-	-	地域における対策の一層の強化のため、地方公共団体において・熱中症警戒アラート等の活用、エアコン高齢者普及啓発の強化・改正気候変動適応法に基づく施策の実施等これまで以上の地域における熱中症対策を強化を求めていく。なお、目標最終年度は、熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)の目標年を設定する。	
3 熱中症による5年移動平均死者数(人)	1295	令和4年度	650	R12年度	-	-	-	1200	1100	1000	900	令和5年5月に閣議決定した「熱中症対策実行計画」において、「中期的な目標(2030年)として、熱中症による死者数(5年移動平均死者数)について、現状から半減することを目指す。」としており、これを目標値として設定する。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					行政事業レビュー事業番号	
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
(1) 熱中症対策推進事業(平成24年度)	139 (125)	187 (172)	397 (367)	267	1, 2, 3	<達成手段の概要> 一般市民向け及び地方自治体向けの普及啓発に努めるとともに、地域の特性や関係者の連携を生かした具体的な地方自治体の取組を支援し、全国的に取組を展開していく。また、熱中症新制度の施行のため、熱中症警戒アラート等の効果的な運用や熱中症対策における避暑施設(クーリングシェルター)の設置・運用等について調査検討を進める。 <達成手段の目標> ・予防意識を向上させ、熱中症の発生を減少させる。 ・地域の特性を生かした具体的な取組を広げる。 ・熱中症新制度の施行のため、効果的な熱中症対策の運用等について検討する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 熱中症対策についての意識を一層高め、熱中症予防行動の定着を図るとともに、地域の熱中症対策を強化していく。					0182	
施策の予算額・執行額	139 (125)	187 (172)	397 (367)	267	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・経済財政運営と改革の基本方針 2023(令和5年6月0日) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和5年6月0日) において熱中症対策を記載						

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-35)

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進				担当部局名	大臣官房 環境経済課 総合政策課	作成責任者名 (※記入は任意)	平尾禎秀(環境経済課長) 小笠原靖(総合政策課長)				
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備						
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。				目標設定の考え方・根拠	・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 ・環境情報の提供の促進等による特定事業等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律						
測定指標	基準	目標値	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		R8年度
1 環境産業の市場規模(兆円)	約90	H18年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	環境産業の市場規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。
2 環境産業の雇用規模(万人)	約219	H18年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	環境産業の雇用規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。
3 地方公共団体におけるグリーン購入実施率(%)	-	-	100	R12年度	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-	国等のみでなく、努力義務とされている地方公共団体のグリーン購入実施率が向上することによって、環境に配慮した製品・サービス等の市場が拡大され、環境ビジネスが促進されることとなるため。
4 国等における環境配慮契約実績(電気・高圧・特別高圧) 契約割合(%)	-	-	100	R12年度	80.0	84.0	88.0	92.0	-	-	-	国及び独立行政法人等の電気契約における環境配慮契約割合が向上することによって、温室効果ガス削減が推進されるため。
5 エコアクション21(※)登録事業者数 ※中小企業向け環境マネジメントシステム	6,971	H23年度	9,000	R3年度	9,000	9,000	9,000	9,000	-	-	-	中堅・中小企業における環境経営取組の裾野拡大は、経済のグリーン化に有効であるため。
6 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数(機関数)	177	H23年度	285	R3年度	280	285	310	-	-	-	-	金融行動原則署名金融機関数の増加は、環境金融の拡大、ひいては持続可能な社会に資すると考えられるため。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					行政事業レビュー事業番号	
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
(1) 国等におけるグリーン購入推進等経費(平成14年度)	-	-	-	-	3	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)					192	
(2) 製品対策推進経費(平成13年度)	-	-	-	-	3	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)					192 【再掲】	
(3) 国等における環境配慮契約等推進経費(平成20年度)	-	-	-	-	4	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)					192 【再掲】	
(4) 税制全体のグリーン化推進検討経費	-	-	-	-	1,2	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)					177	
(5) 企業行動推進費(平成14年度)	-	-	-	-	1,2,5,6	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)					178	

(6) 環境金融の拡大に向けた 利子補給事業(平成19年 度、令和元年度)	-	-	-	-	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	005
(7) 脱炭素社会の構築に向け たESGリソース促進事業(令 和3年度)	-	-	-	-	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	052
(8) ESG金融実践促進事業(令 和4年度)	-	-	-	-	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	068
(9) グリーンファイナンス拡大 に向けた市場基盤整備支 援事業(令和5年度)	-	-	-	-	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	071
施策の予算額・執行額	1,368 (1,006)	2,661 (1,548)	2,354 (2,231)	2,859	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第五次環境基本計画「第1部第1・2章、第2部第2章他」(平成30年4月17日閣議決定)	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-36)

別紙1

施策名	目標8-2 環境パートナーシップの形成				担当部局名	大臣官房 総合政策課 民間活動支援室	作成責任者名 (※記入は任意)	佐々木真二郎(民間 活動支援室長)				
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。				政策体系上の 位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備						
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。			目標設定の 考え方・根拠	・第五次環境基本計画(第1部第2章、第2部 第1章ほか) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に 関する法律(第3章ほか)	政策評価実施予定時期	令和6年8月					
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
1 環境問題の解決に向けた 協働取組の推進(相談件 数、対話の場作り)	2,542	R元年度	2,725	R3年度	2,725	2,715	2,715	2,500	2,500	2,500	2,500	行政のみでは環境課題を解決することが難しくなっていることや、環境課題と社会課題が密接に関係していることから、環境・経済・社会の統合的な向上を加速化させる、より多くの関係者との協働が重要であり、そのような協働取組などを推進するための相談対応や対話の場作り数を目標値とする。
2 地域循環共生圏形成の創 造に資する活動への参加 数(参加企業・金融機関 数)	160	R2年度	1,000	R3年度	160	1,000	1,500	1500				
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					行政事業レビュー 事業番号	
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
(1) 地球環境パートナーシップ 推進経費 (平成8年度)	249 (257)	249 (243)	245 (239)	248	2	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)					0193	
施策の予算額・執行額	249 (257)	249 (243)	245 (239)	248	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第五次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他)						

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-37)

別紙1

施策名	目標8-3 環境教育・環境学習の推進				担当部局名	大臣官房 総合政策課 環境教育推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	東岡礼治(環境教育 推進室長)					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、SDGs達成に貢献する人材を育成するESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。				政策体系上の 位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備							
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供する。				目標設定の 考え方・根拠	・第五次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他) ・我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関する実施計画(第2期ESD国内実施計画)	政策評価実施予定時期	令和6年8月					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		
1 教職員等環境教育・学習 推進リーダー養成研修の 受講者数	-	-	500	毎年度	200	450	450	500	500	500	500	500	学校・地域において環境教育・学習を実践・推進するリーダー的人材の育成状況を測定する指標となるため選定した。 目標値については、令和4年度の実績を踏まえ設定した。
2 地方ESD関連フォーラム等 参加人数	-	-	5,000	毎年度	2,000	2,000	3,200	4,000	5,000	5,000	5,000	5,000	全国における地域ESD活動の普及状況を把握する指標として有効であると考えた。 目標値については、令和4年度の実績を踏まえ設定した。
3 RCE認定拠点数 ProSPER.Net加盟校数	-	-	255	令和8年度	225	230	235	240	245	250	255	255	国連大学が実施するESDプログラムへ拠出し、持続可能な開発のための教育に関する地域拠点(RCE)、アジア太平洋地域における環境大学院ネットワーク(ProSPER.Net)のネットワーク化を推進・強化するため、それぞれ国連加盟の各国・各地域に1箇所以上認定することを目標としており、指標として適切と考えた。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					行政事業レビュー 事業番号	
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度									
(1) 環境教育強化総合対策事 業 (平成8年度)	62 (59.6)	60 (59.5)	58 (43.9)	55	1	学校、家庭、職場等で環境教育等の自発的な取組を促進するため、地域で先導的な役割を担う人材を育成するとともに、参考となる教材等の情報提供を行う。 行政事業レビューURL: https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html	0194						
(2) 「国連ESDの10年」後の環 境教育推進費 (平成27年度)	132 (116.5)	127 (115.8)	120 (116.1)	116	2	複雑化した地域の環境課題に対応すべく、ESDの観点から多様な主体が参画する場作りを進めていく。 行政事業レビューURL: https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html	0194						
(3) 国連大学拠出金 (平成15年度)	140 (140)	150 (150)	150 (150)	160	3	国連大学が進めるRCE事業やProSPER.Netの強化事業に対して拠出協力する。 行政事業レビューURL: https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html	0194						
施策の予算額・執行額	334 (316.1)	337 (325.3)	328 (310.0)	331	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画 ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 ・我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関する実施計画(第2期ESD国内実施計画)							

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-38)

別紙1

施策名	目標8-4 環境基本計画の効果的实施				担当部局名	大臣官房 総合政策課	作成責任者名 (※記入は任意)	小笠原靖(総合政策課長)
施策の概要	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備		
達成すべき目標	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進			目標設定の考え方・根拠	環境基本法第15条		政策評価実施予定時期	令和6年8月
測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
1 各種調査、検討会等で得たデータや知見の第六次環境基本計画策定への活用	第六次環境基本計画の閣議決定		R6年度	・第五次環境基本計画策定(平成30年)後、約5年程度が経過した令和5年度から、中央環境審議会第五次環境基本計画の見直し及び第六次環境基本計画の策定のための検討を行うこととされている。第六次環境基本計画(次期計画)策定のためには、様々なデータや多様な主体の意見等を幅広く取り入れる必要があるため。				
2 環境白書、英語版白書の発行及びウェブサイトのアクセス数増加	国民の環境保全意識の向上		毎年度	・環境基本法第12条の規定に基づき、環境行政年次報告書(環境白書)を作成し、毎年国会報告を行うこととされている。環境基本計画の効果的な実施のためには、国をはじめ地方公共団体、事業者、国民、NPO等の主体的な関わりが重要であり、これに向けて環境白書を広く普及し、積極的かつ自主的に取り組む契機としていくことが必要であるため。				
3 見積り方針の調整結果の取りまとめ・国会等への説明及び環境白書での公表	政府の環境保全に係る施策の全体像の把握・周知		毎年度	・環境省設置法第4条第3号に基づき、環境保全経費の見積り方針の調整を行うこととされている。この環境保全経費の取りまとめを通じ、政府の環境保全に係る施策の全体像を把握・周知することが可能となるため。				
4 環境産業の市場規模等に関する調査結果のウェブサイトおよび環境白書での公表	環境産業の市場規模等の把握・周知		毎年度	・環境産業の市場規模等を調査・推計することにより、経済・社会の現状及びグリーン化の進展状況を適切に把握するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に貢献する産業や経済社会の方向性を見定めるため。				
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
(1) 環境行政年次報告書作成等経費(昭和43年度)	32 (31)	31 (27)	31 (24)	28	2	<達成手段の概要> 環境基本法第12条の規定により、年1回環境行政年次報告書(環境白書)を作成し、国会報告を行う。 <達成手段の目標> 環境省ウェブサイトで公表している環境白書へのアクセス数のにつき、前年度比10%増を目指す。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境問題や環境問題に対する施策を幅広く周知するとともに、国民の環境保全意識の向上を図ることができる。	281	
(2) 環境保全経費見積調整費(昭和46年度)	3 (1)	3 (1)	2 (1)	2	3	<達成手段の概要> 環境省設置法第4条第3号に基づく環境保全経費の取りまとめ及び国会等への説明を行う。また、その結果を環境白書で公表する。 <達成手段の目標> 政府の環境保全に係る施策の全体像の把握・周知 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 達成手段を実施することにより、環境省設置法第4条第3号に定められた環境保全経費の見積り方針の調整を着実に実施することができる。また、環境保全経費の取りまとめを通じ、政府の環境保全に係る施策の全体像を把握することが可能となる。	282	

<p>環境統計・環境情報の総合的な整備推進費 (平成22年度)</p>	<p>15 (15)</p>	<p>15 (11)</p>	<p>15 (15)</p>	<p>14</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> 第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)及び公的統計の整備に関する基本的な計画(第三期:平成30年3月閣議決定、変更:令和2年6月2日)に基づき、環境統計・情報を容易に利用できる形で国民に提供するとともに、政策立案等により一層活用していくため、環境データの整備等を実施する。 <達成手段の目標> 統計データの利活用実績として、環境省ウェブサイトの統計ページへのアクセス数の増加傾向を維持する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境統計の整備を通じて、地球環境問題に対する関心度向上に寄与する。</p>	<p>283</p>
<p>(4) 環境基本計画推進事業費 (平成7年度)</p>	<p>19 (19)</p>	<p>19 (15)</p>	<p>37 (32)</p>	<p>37</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> 以下による成果を、第六次環境基本計画の策定に活用する。 (1) 社会経済、環境の状況に関する調査 (2) 諸外国の環境政策に関する調査 (3) 学識経験者等による検討会の開催 (4) 各種団体との意見交換会の開催 <達成手段の目標> 第六次環境基本計画の閣議決定 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> (1)(2)(3)により、計画の見直しのための検討を進める上で必要なデータや知見、資料等が得られる。 (4)により、多様な主体の意見を計画の見直しに反映することができる。</p>	<p>284</p>
<p>(5) グリーン経済の実現に向けた政策研究と環境ビジネス情報整備・発信事業(平成21年度)</p>	<p>167 (161)</p>	<p>100 (98)</p>	<p>72 (62)</p>	<p>66</p>	<p>4</p>	<p>令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)</p>	<p>292</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>235 (227)</p>	<p>168 (151)</p>	<p>158 (134)</p>	<p>147</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>—</p>	<p></p>

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-39)

別紙1

施策名	目標8-5 環境アセスメント制度の適切な運用と改善				担当部局名	大臣官房 環境影響評価課	作成責任者名 (※記入は任意)	大倉紀彰(環境影響 評価課長)					
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において、環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。				政策体系上の 位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備							
達成すべき目標	環境影響評価制度に係る情報基盤の整備、技術手法の開発及び人材育成、審査体制の強化、制度の所要の見直しを講じることにより、環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用を行う。				目標設定の 考え方・根拠	環境影響評価法		政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
1	環境影響評価法に基づく 手続の実施累積件数(途 中から法に基づく手続に 乗り換えたものの内数)[件]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
2	環境影響評価法に係る環 境大臣意見の提出累積回 数[回]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
3	環境アセスメントデー タベースEADASに掲載され ているレイヤ数[件]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等				行政事業レビ ュー 番号		
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度									
(1)	環境影響評価制度高度化 経費(昭和55年度)	34 (28)	32 (31)	26 (30)	20	1,2,3	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)				0282		
(2)	環境アセスメント技術調査 費 (昭和55年度)	44 (29)	41 (38)	54 (45)	37	1,2,3	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)				0283		
(3)	環境影響評価制度合理 化・最適化経費(平成22年 度)	59 (75)	57 (43)	33 (32)	48	1,2	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)				0284		
(4)	環境影響評価審査体制強 化費(平成23年度)	44 (40)	42 (35)	42 (37)	-	2, 4, 5	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)				0285		
(5)	地方環境事務所における 環境影響評価審査体制強 化費(平成20年度)	36 (31)	36 (23)	34 (24)	33	2, 4, 5	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)				0286		
(6)	洋上風力発電の導入促進 に向けた環境保全手法の 最適化実証等事業	-	-	450 (105)	450	1, 5	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)				0003		
(7)	風力発電等に係るゾーニ ング導入可能性検討モデ ル事業(平成29年度)	330 (295)	-	-	-	1,2,3							
(8)	ゼロカーボンシティ実現に 向けた地域の気候変動対 策基盤整備事業(令和3年 度)(関連:環境省R4-43)	0	200 (189)	160 (155)	160	1,2,3	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)				0002		

再エネの最大限の導入の 計画づくり及び地域人材の (9) 育成を通じた持続可能でレ ジリエントな地域社会実現 支援事業(令和3年度)	0	72 (26)	-	-	1,2,3		
施策の予算額・執行額	547 (498)	480 (386)	799 (428)	748	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定) 規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定) 海洋基本計画(令和5年5月26日閣議決定)	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-40)

施策名	目標8-6 環境問題に関する調査・研究・技術開発				担当部局名	大臣官房 総合政策課 環境研究技術室	作成責任者名 (※記入は任意)	奥村暢夫(環境研究 技術室長)				
施策の概要	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。				政策体系上の 位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備						
達成すべき目標	環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。				目標設定の 考え方・根拠	第6期科学技術・イノベーション基本計画	政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		
1	-	-	70%以上 (平成30年 度までは 60%以上)	各年度	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上	-	-	-	環境研究総合推進費は、環境省における環境技術の研究開発の中核をなす競争的資金による予算であり、採択された個々の課題の成果を上げることが、目標達成に寄与することになる。このため、研究開発の終了時に目標の達成状況や成果の内容等を把握し、その後の研究開発発展への活用等を行うために実施している事後評価において一定の研究成果を上げることが指標としている。
2	-	-	80%	各年度	-	-	80	80	80	80	80	イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業では、持続可能な社会の実現に向けた現状とのギャップを埋めるイノベーションの創出を目的とし、イノベーション創出の担い手として重要性が増すスタートアップを対象に、環境技術の研究開発・事業化の支援を行う。そこで、本事業のうち環境保全研究費補助金によって事業化支援を行ったスタートアップに対し、年度ごとに本事業終了後1年後における支援技術の事業化に向けた研究開発の継続確認を行い、本事業の成果の指標とする。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等						行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
(1)	-	-	-	-	1	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)						0314
(2)	-	-	-	-	1	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)						0179
(3)	-	-	-	-	2	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)						0308

(4)	環境リスクの評価事業(仮称) (開始年度)	-	-	-	-	-	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0169
(5)	熱中症対策推進事業 (平成24年度)	-	-	-	-	-	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0182
(6)	子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査) (平成22年度)	-	-	-	-	-	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0180
(7)	水俣病対策事業(仮称) (開始年度)	-	-	-	-	-	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0273
(8)	イタイイタイ病等に関する研究・調査事業(仮称) (開始年度)	-	-	-	-	1	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0175
(9)	国立水俣病総合研究センター (昭和53年度)	-	-	-	-	-	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0181
(10)	GOSATシリーズによる地球環境観測事業 (平成18年度) (297再掲)	-	-	-	-	-	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0184
(11)	農業環境影響評価対策費(平成19年度)【関連R5-11】	-	-	-	-	-	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0290
(12)	大気汚染物質による曝露影響研究費 (平成23年度組替)	-	-	-	-	-	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0110
(13)	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)評価報告書作成支援事業 (平成18年度) (296再掲)	-	-	-	-	-	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0183
施策の予算額・執行額		26,030 (24,746)	29,990 (28,770)	25,864	24,827	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定) 第5次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 統合イノベーション戦略2022(令和4年6月3日閣議決定)

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-41)

別紙1

施策名	目標8-7 環境情報の整備と提供・広報の充実				担当部局名	大臣官房総務課環境情報室 大臣官房総務課総務課広報室 大臣官房総合政策課	作成責任者名 (※記入は任意)	明石健吾(環境情報室長) 福島健彦(大臣官房総務課長) 小沼信之(広報室長) 小笠原靖(総合政策課長)				
施策の概要	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備						
達成すべき目標	環境情報を体系的に整備するとともに、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。				目標設定の考え方・根拠	第五次環境基本計画(閣議決定)	政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績値							
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		
1 環境省ホームページへのアクセス数	環境省ホームページへのアクセス数	-	175,787,779	R4年度	172,439,440	174,113,609	175,787,779	177,461,948	179,136,117	180,810,287	182,484,456	環境省ホームページは、環境省施策や取組を国民へ広く発信するものとして整備・運用され、平成30年6月に策定された「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」に基づくオープンデータ化の取組等の中核として期待されるシステムである。アクセス数の向上は利用者ニーズに応じた情報の提供がなされているかの評価の指標として有効である。目標値の設定は、環境省デジタル・ガバメント中長期計画の計画終了年において、平成29年度比6%増加を目標とした。
2 研修実施回数	研修計画書に基づく研修の実施	-	42	-	51	-	-	31	42	-	-	毎年度、環境調査研修所研修規則第二条に基づき研修計画書を策定しており、これに基づき環境行政に携わる体系的かつ専門的な人材の養成を目的とした研修を国や地方公共団体職員等に対して実施しているため。なお、令和2~4年度は新型コロナウイルス感染予防・拡大防止の観点から集合研修を中止しており、令和5年度から段階的に再開しているところである。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					行政事業レビュー 事業番号	
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
(1) 環境統計・環境情報の総合的な整備推進事業 (平成22年度)	15 (15)	15 (11)	15 (15)	14	1	<達成手段の概要> 第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)及び公的統計の整備に関する基本的な計画(第三期:平成30年3月閣議決定、変更:令和2年6月2日)に基づき、環境統計・情報を容易に利用できる形で国民に提供するとともに、政策立案等により一層活用していくため、環境データの整備等を実施する。 <達成手段の目標> 統計データの利活用実績として、環境省ウェブサイトの統計ページへのアクセス数の増加傾向を維持する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境統計の整備を通じて、地球環境問題に対する関心度向上に寄与する。					283	
(2) 環境調査研修所 (昭和48年度)	105 (83)	105 (85)	102 (80)	102	2	<達成手段の概要> 環境行政の動向等を踏まえて研修計画を策定し、これに基づいて国や地方公共団体職員等に対する研修を実施する。 <達成手段の目標> 令和2年度以降新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた研修を段階的に再開するにあたり、環境行政の重要課題や受講団体のニーズを反映した研修を企画するとともに、研修の内容や目的に応じてオンライン等の形式も活用することで、より効果的に研修を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国や地方公共団体職員等の能力の開発、資質の向上を図り、環境行政の基盤の強化に資する。					187	
(3) 情報基盤の強化対策費 (平成7年度)	2,609 (2,669)	691	164 (146)	175	1	令和5年度行政事業レビューURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html					185	
(4) 環境保全普及推進費 (平成2年度)	88 (81)	102 (97)	96 (89)	83	-	令和5年度行政事業レビューURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html					186	

(5)	諸外国における環境法制に共通的に存在する基本問題の収集分析 (平成23年度)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5	-	令和5年度行政事業レビューURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	188
(6)	意識変革及び行動変容につなげるナッジの横断的活用推進事業 (令和3年度)	-	33 (33)	33 (33)	33	-	令和5年度行政事業レビューURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	190
施策の予算額・執行額		2,822 (2,853)	951 (231)	415 (368)	412	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標9-1 地域の脱炭素化の推進				担当部局名	大臣官房地域政策課 大臣官房地域脱炭素 事業推進課 大臣官房地域脱炭素 政策調整担当参事官 室		作成責任者名 (※記入は任意)	細川真宏(地域政策課 長) 近藤貴幸(地域脱炭素 事業推進課長) 木野修宏(地域脱炭素 政策調整担当参事官)			
施策の概要	・2030年度温室効果ガス排出削減目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすため、地方公共団体による脱炭素先行地域づくりや重点対策加速化事業の支援等、地域脱炭素に係る施策を総動員していく。				政策体系上の 位置付け	9. 地域脱炭素の推進						
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・民生部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロ等を実現する脱炭素先行地域を、2025年度までに少なくとも100か所を選定し、2030年度までに実現する。 ・屋根置き太陽光やゼロカーボンドライブ等の脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施する。 ・脱炭素化に資する事業に対する資金供給の支援を強化することにより、民間投資の一層の誘発を図る。 ・法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。 				目標設定の 考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策計画及び地域脱炭素ロードマップに基づく主要な施策として、脱炭素先行地域づくりや、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施等が位置づけられている。 ・地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体は地方公共団体実行計画を策定することとされている。 		政策評価実施予定時期	令和6年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
1 ゼロカーボンシティ表明団体の地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率	-	一年度	100%	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	法定義務のある地方公共団体は既に地方公共団体実行計画区域施策編の策定率が100%であり、それ以外の地方公共団体においても策定を促進する必要があるため。なお、区域施策編の策定については、法定義務のある地方公共団体以外は努力義務であるため、指標の測定対象は脱炭素推進への意欲を示しているゼロカーボンシティ表明自治体に限定した。
2 地方公共団体実行計画(事務事業編)の地方公共団体における策定率	-	一年度	100%	R12年度	90%	91%	92%	93%	94%	95%	96%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての地方公共団体は、地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定をするものと定められているため
3 大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施した避難所等の数(累積)	-	一年度	1,000施設	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日)において、令和7年度までに、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施するとしているため
4 脱炭素先行地域選定数(累積)	-	一年度	少なくとも100地域	R7年度	-	-	46	-	-	-	-	脱炭素先行地域は地球温暖化対策計画及び地域脱炭素ロードマップに基づく主要施策の一つとして、2050年を待つことなく前倒しでカーボンニュートラルを目指す地域であり、年2回程度募集を行い、2025年度までに少なくとも100か所以上選定することとしているため。
5 脱炭素化支援機構が支援した事業による年間CO2排出削減量の累積合計値	-	一年度	-	一年度	-	-	-	-	-	-	-	(R5秋に開催予定の官民ファンド幹事会にて確定予定)
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
(1) 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業(令和2年度)	11 (11)	6,093 (2,112)	11,537 (3,995)	2,000	3	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0046					

(2)	ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業(令和3年度)	-	825 (810)	804 (804)	800	1,2	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0049
(3)	地域脱炭素実現に向けた再生エネの最大限導入のための計画づくり支援事業(令和3年度)	-	3107 (1,469)	3,015 (2,623)	800	1,2	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0047
(4)	地域脱炭素移行・再生エネ推進交付金(令和4年度)	-	-	1,695 (1,572)	32,000	1,2,4	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	0060
(5)	株式会社脱炭素化支援機構出資金(令和4年度)(財政投融資)	-	-	20,000 (10,200)	40,000	5	<p><達成手段の概要> 2030年度の温室効果ガス2013年度比46%削減や2050年までのカーボンニュートラルの達成に資する事業に対し、脱炭素化支援機関による出資等を通じてリスクマネーを供給する。</p> <p><達成手段の目標> 脱炭素化に資する事業に対して脱炭素化支援機関が出資等を行うことにより、民間投資を呼び込み、脱炭素社会実現に貢献する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 認知度が低い、前例がない等により資金調達が困難な事業に対して出資等を行うことにより、脱炭素化に資する事業への民間投資の呼び水となる。</p>	-
(6)	特定地域脱炭素移行加速化交付金	-	-	-	3,000	1,2,4	令和5年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)	新23-0075
施策の予算額・執行額		11 (11)	10,025 (4,391)	37,051 (19,194)	78,600	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) 地球温暖化対策計画 第3章第1節2.『『地方公共団体』の基本的役割』、第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」、第7節「地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進(地域脱炭素ロードマップ)」		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-43)

別紙1

施策名	目標9-2 地域循環共生圏づくりの推進				担当部局名	大臣官房 地域政策課	作成責任者名 (※記入は任意)	細川真宏(地域政策課長)				
施策の概要	・専門人材と地域とのマッチング等の機能を持つプラットフォームの構築・充実等により地域循環共生圏の創造を強力に推進する。				政策体系上の位置付け	9. 地域脱炭素の推進						
達成すべき目標	・地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の創造により、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していく。				目標設定の考え方・根拠	・「第五次環境基本計画」(平成30年4月閣議決定)では、「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、環境で地方を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していくこととしている。	政策評価実施予定時期	令和5年6月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		R8年度
1 地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取り組みを行う地方公共団体の数	-	一年度	300団体	R12年度	/	/	52	70	103	136	169	持続可能な社会を構築していくため、地域循環共生圏づくりに取り組む自治体数を測定する必要があり、「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」により測定する。地域循環共生圏創造に取り組む主体は必ずしも自治体だけではないが、民間の事業者が活動主体であった場合は、地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業による支援を通じて、自治体との連携を促す。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
(1) 環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業	500 (446)	500 (467)	500 (484)	400	1	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html	0197					
施策の予算額・執行額	500 (446)	500 (467)	500 (484)	400	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) 地球温暖化対策計画 第3章「目標達成のための対策・施策」第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」							

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-44)

別紙1

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理					担当部局名	環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	長田啓(特定廃棄物対策担当参事官)				
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。					政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処						
達成すべき目標	対策地域内廃棄物を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。				目標設定の考え方・根拠	対策地域内廃棄物処理計画 等		政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1 汚染廃棄物対策地域の指定を解除した市町村数(累積)	0市町村	H27年度	11市町村	長期的な目標	-	-	-	-	-	-	-	-	・汚染廃棄物対策地域内において、国による対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がないと認められる場合、同地域の指定が解除されることとなる。同地域に含まれる当初の市町村数を長期的な目標値とし、これまでに指定解除された市町村数を実績値として記載。
2 <対策地域内廃棄物・指定廃棄物> 特定廃棄物埋立処分施設への搬入量	0	H29年度	2.7万m ³ (袋)程度	R5年度	5万m ³ (袋)程度	5万m ³ (袋)程度	5万m ³ (袋)程度	2.7万m ³ (袋)程度	-	-	-	-	・対策地域内廃棄物及び指定廃棄物(可燃性廃棄物の焼却灰及び不燃性廃棄物)の処理の進捗を示す指標として、公表資料「特定廃棄物等の埋立処分事業に係る輸送計画に基づく「搬出の考え方」について」に定める総搬入可能量を目標値とし、また特定廃棄物埋立処分施設に搬入した廃棄物の袋数を実績値として記載。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					行政事業レビュー 事業番号	
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度									
(1) 放射性物質汚染廃棄物処理事業 (平成23年度)	105,924 (83,262)	76,797 (54,229)	63,776 (29,220)	72,993	1,2	放射性物質汚染対処特措法に基づき、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的として、対策地域内廃棄物及び指定廃棄物を適切かつ迅速に処理する。						0135	
施策の予算額・執行額	105,924 (83,262)	76,797 (54,229)	63,776 (29,220)	72,993	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針							

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-45)

別紙1

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等				担当部局名	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当 参事官室 環境再生施設整備 担当参事官室		作成責任者名 (※記入は任意)	中野哲哉(環境再生 事業担当参事官) 内藤冬美(環境再生 施設整備担当参事 官)	
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。				政策体系上の 位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処				
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。				目標設定の 考え方・根拠	・今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について ・放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針 ・各市町村毎の特別地域内除染実施計画 ・「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」等		政策評価実施予定時期	令和6年8月	
測定指標	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
1 除染特別地域において返地した除去土壌等の仮置場等の総数	331箇所	長期的な目標	-	-	-	-	-	-	-	「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針等に沿って設定
2 福島県外で発生した除去土壌の処分量	福島県外で発生した除去土壌の処分の完了	長期的な目標	-	-	-	-	-	-	-	「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針等に沿って設定
3 中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の輸送及び処理の推進	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の完了	長期的な目標	-	-	-	-	-	-	-	令和5年度の中間貯蔵施設事業の方針等に沿って設定
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等			行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度						
(1) 除去土壌等の適正管理・搬出等の実施 (平成23年度)	45,310 (41,542)	28,445 (23,548)	24,456 (14,298)	16,929	1, 2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20230426145226.html			0136	
(2) 中間貯蔵施設の整備等 (平成23年度)	525,901 (503,124)	157,435 (145,655)	214,395 (198,818)	178,646	3	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20230426145226.html			0137	
施策の予算額・執行額	571,211 (544,666)	185,880 (169,203)	238,851 (213,116)	195,575	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・総理所信表明演説「原発事故で大きな被害を受けた福島では、帰還困難区域を除き、ほぼ全ての避難指示が解除されたことに続き、先月から中間貯蔵施設が稼働しました。除染土壌の搬入を進め、2020年には身近な場所から仮置き場をなくします。」(平成29年11月・抜粋)			

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-46)

別紙1

施策名	目標10-3 特定復興再生拠点の整備					担当部局名	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室 特定廃棄物対策担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	中野哲哉(環境再生事業担当参事官) 長田啓(特定廃棄物対策担当参事官)			
施策の概要	福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画)に沿って、特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。					政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処					
達成すべき目標	帰還困難区域の復興・再生のため、福島復興再生特別措置法に基づき、市町村が定める帰還困難区域内に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推進する。				目標設定の考え方・根拠	・帰還困難区域の取扱いに関する考え方 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・福島復興再生基本方針	政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		
1 特定復興再生拠点区域において避難指示解除(全域)に必要な範囲の除染が完了した町村数(累計)	0	H29年度	6	R5年度	0	0	3	6	-	-	-	・各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、除染に係る進捗状況を踏まえて記載。
2 特定復興再生拠点区域における解体工事完了町村数(累計)	0	H29年度	6	長期的な目標	-	-	-	-	-	-	-	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
(1) 特定復興再生拠点整備事業(平成29年度)	102,553 (88,592)	43,367 (37,637)	54,979 (49,390)	43,579	1,2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20230426145226.html					0138	
施策の予算額・執行額	102,553 (88,592)	43,367 (37,637)	54,979 (49,390)	43,579	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・福島復興再生基本方針 ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 ・経済財政運営と改革の基本方針2022					

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-47)

別紙1

施策名	目標10-4 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策										担当部局名	環境保健部 放射線健康管理担 当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	海老名英治(放射線 健康管理担当参事 官)
施策の概要	東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。										政策体系上の 位置付け	10. 放射性物質による環境汚染への対処		
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消								目標設定の 考え方・根拠	福島復興再生特別措置法及び同法に基づく 福島復興再生基本方針		政策評価実施予定時期	令和6年8月	
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1 研究の採択件数 (被ばく線量評価、健康影 響、健康不安対策等に関 する調査研究)	15	H24年度	20	-	20	20	20	20	20	20	20		被災者の健康管理、不安対策のため求められる研究課題について、毎年度採択された研究が着実に成果を挙げることで、政策に必要な知見を得ることとし、研究の採択件数を測定指標として選定する。毎年度の目標を20件と設定する。	
2 受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者 研修会、専門家派遣平均)	83	R2年度	80	-	80	80	80	80	80	80	80		地域の住民が抱える放射線の健康不安に身近で対応する自治体職員や放射線相談員に対して、研修会の開催や専門家の派遣等を行う事業である。これが効果的・効率的な事業となっているかを測定する指標として、受講者満足度を設定する。目標値は過去の実績を踏まえて80%以上と設定する。	
3 受講者満足度(%) (住民セミナー、車座意見 交換会平均)	98	R2年度	80	-	80	80	80	80	80	80	80		地域の住民が抱える放射線に対する健康不安等に対し、自治体だけでは対応が難しい住民セミナーや車座意見交換会の場を通じて、リスクコミュニケーションをきめ細やかに実施している。これが効果的・効率的な事業となっているかを測定する指標として、受講者満足度を設定する。目標値は、過去の実績を踏まえて80%以上と設定する。	
4 「東京電力福島第一原子 力発電所事故の被災地に おける、次世代以降の人 (将来生まれてくる子や孫 など)への放射線による健 康影響について、起こる可 能性が高い」と思っている 人の割合(%) (全国アンケート調査)	40	R2年度	20	R7年度	40	-	-	-	-	20	-		原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)の2020/2021報告書において、「放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにない」とされている。一方で、日本国内のアンケート調査では、原発事故による次世代への健康影響が高いと認識している人の割合が約40%という結果がでていいる。この認識は、被災地の人々への差別・偏見にもつながりかねないことから、誰一人取り残さない社会の実現に向け、その割合を2025年に半減させる目標を設定する。	
測定指標	基準	目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
5 福島県「県民健康調査」の 進捗	-	H26年度	-		「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援		東京電力福島第一原発事故により、周辺地域住民の被ばく線量の把握や、放射線の影響を考慮した健康管理の重要性が指摘されている。福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため平成23年度から福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金(782億円)を拠出しており、国として継続して県民健康調査が円滑に行われるよう、福島県に必要な支援を行っていく必要があることから指標として選定。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
原子力被災者に対する健 (1) 康管理・健康調査 (平成23年度)	1,976 (1,418)	1,887 (1,536)	1,717 (1,507)	1,685	1,2,3,4,5	<p>福島県民等の放射線被ばくによる健康管理や健康不安対策のため、中長期にわたる放射線の健康影響に係る調査研究、内部被ばくの正確な推計による被ばく線量評価等に関する調査研究、不安を抱く住民に対する安心リスクコミュニケーション事業などを実施することにより、原子力被災者の健康確保、不安解消を図る。</p> <p>また、茨城県東海村及び那珂市において希望者に対する健康相談及び心のケア相談等を行う。</p> <p>※東海村臨界事故については、原子力規制委員会の発足後に文部科学省から移管された業務のみレビュー対象。</p>	0311
施策の予算額・執行額	1,976 (1,418)	1,887 (1,536)	1,717 (1,507)	1,685	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について</p> <p>・福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針</p> <p>・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針</p>	